

平成18年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

平成18年12月13日（水曜日）

議事日程

平成18年12月13日（水曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	河 杉 憲 二 君	2番	原 田 洋 介 君
3番	久 保 玄 爾 君	4番	高 砂 朋 子 君
5番	斉 藤 旭 君	6番	横 田 和 雄 君
7番	弘 中 正 俊 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	山 本 久 江 君	10番	重 川 恭 年 君
11番	三 原 昭 治 君	12番	木 村 一 彦 君
13番	安 藤 二 郎 君	14番	平 田 豊 民 君
15番	田 中 敏 靖 君	16番	藤 野 文 彦 君
17番	山 根 祐 二 君	19番	伊 藤 央 君
20番	松 村 学 君	21番	佐 鹿 博 敏 君
22番	大 村 崇 治 君	23番	河 村 龍 夫 君
24番	山 下 和 明 君	25番	馬 野 昭 彦 君
26番	深 田 慎 治 君	27番	山 田 如 仙 君
28番	中 司 実 君	29番	田 中 健 次 君
30番	行 重 延 昭 君		

欠席議員（1名）

18番	今 津 誠 一 君
-----	-----------

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
副収入役	内藤和行君	財務部長	中村隆君
総務部長	浅田道生君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、今津議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、伊藤議員、20番、松村議員、以上、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

早速、これより質問に入ります。最初は、5番、斉藤議員。

〔5番 斉藤 旭君 登壇〕

5番（斉藤 旭君） 本日のトップバッターとしてプレッシャーを感じております。民友会の斉藤旭でございます。よろしくお願いをいたします。

防府市の観光振興についてというテーマで、最初、これからの観光対策についてお尋ねいたします。

時代小説で知られる作家、司馬遼太郎氏の著書「街道をゆく」は、全43巻発行され、しかも第1巻目に長州路が取り上げられており、著者の長州に対する思いの強さがうかがわれます。その著者によりますと、山口県というのは自然がまろやかで、気候は温和であり、お行儀や言葉遣いの品のよさというのは日本のどの県よりもよく、人・県になお武士の気品というものが地熱のように残っている。このことは長州へ行ってきたという人からよく聞き、現に農家の人たちの間にもそれが濃厚に残っていて、目の覚めるような驚きを持つことが多い。それにしても、長州の人は人材をふんだんに生み、しかも長州路を行って出会う人々は皆どこか都会的で、田舎臭さというものがない。幕末の長州人もそうであったと、長州を褒めたたえております。

また、三田尻港にまつわる話として、周防三田尻は、幕末には長州藩の軍港である海軍局と長州では呼んでいたが、役所の総括的な呼称を局と呼んだのは長州藩が最初であろう。幕末では海軍奉行という名称であった。長州藩は、海によって大きな収入を得ながら、海軍ではろくな軍艦などもなかった上、海軍についても専門家がいなく、結局、海の毛利が陸の毛利になったと皮肉っております。

また、三田尻御舟倉跡は「街道百景」という著書に周防国分寺とともに紹介され、三田尻は、古くから瀬戸内海交通の要衝の港町で、室町期に將軍足利義満が下向した際、御旅所が置かれ、早くから塩浜も開かれ、塩の積み出し港として栄えていた。毛利氏は、近辺に次々と塩田を開発し、港には塩を積み込む回船が出入りした。一方で、三田尻は長州藩の水軍基地でもあり、御舟倉や船手組が置かれて、幕末には海軍学校がつくられた。江戸時代の中期までの参勤交代は、ここから船出をした。

そこで、有名な毛利水軍の拠点とあって、著者は心わくわくと御舟倉を見に行っただけだが、拍子抜けするほどこじんまりしたため池に1本の水路がつながっているだけであった。往時は藩主の御座船や軍用船が停泊し、船の建造設備もあり、周辺には将校や船頭、船大工などが住む町割りがなされていたそうだが、現在は付近の開発で埋め立てを逃れたわずかな堀が残っていると記してあります。その点について、私自身は、当時の全体像が見られないのは残念ではありますが、かえって当時を想像することにより、海の毛利としての偉業を感じさせられます。

このように、三田尻は回船で、滋賀県近江八幡市は湖上輸送で全国的に名をなし、共通するところがあり、私は個人的に当地を訪ね、実感として、近江八幡市は重要伝統的建造物群保存地区に指定された近江商人の旧邸宅が軒を連ねており、街なかの観光の重要なスポットとなっておりますが、そこからほど近いところに、八幡堀が時を忘れたかのように太平の風情をたたえて御当地の目印となっております。

実はこの堀も、かつては当市と同じく、豊臣秀次が1585年に八幡を開町し、城下にまちづくりを推進する経緯の中で市中に残ったもので、江戸期には湖上交通の一環でこれを活用した近江商人たちが巨額の富を形成したが、しかし、この運河も時代が変わり、昭和高度成長期には無用の長物となり、市民のごみ捨て場、公害の発生源となり、かつての近江商人で繁盛した近江町のまちの再開発をかけて運河を埋める計画があったそうですが、商工会議所の青年部が、「堀は埋めた瞬間から後悔が始まる」を合い言葉に、命をかけて守ったそうです。そのかいあって、国と県にその計画を撤回させたのみならず、掘り割りの全面しゅんせつと保存修景の実現をかち取ったそうです。このことは、歴史的遺産がいかに大事であるかという教訓として生かされなければならないと思います。

そこで、本市の数ある歴史遺産の中で、参勤交代の藩の宿泊施設として重要な役目を果たし、御茶屋と知られた英雲荘の修復が進んでおりますが、これからどのように活用されるのか、お伺いいたします。

本市は、そのほかにも県下でも有数の観光資源を有しながら、観光客数はまだまだとても満足できる数とは言えません。ちなみに平成17年度の山口県の観光客数は2,382万7,711人で、前年より56万9,438人と、2.4%の伸びを示しておりますが、本市の観光客数は71万3,782人と、前年より727人と、わずかに減少しております。本市は他の市町村もうらやむ観光資源がありながら、現状の観光客に甘んじるわけにはいかないのです。

今回の一般質問で、マイナスの分析はさておいて、これからどうしたら観光客を誘致できるかお尋ねいたします。

私が思うに、観光資源も大事ですが、すばらしい観光まちづくりには、住民一人ひとりがもてなしの心を持った意識づくりが必要かと思えます。したがって、観光まちづくりの推進には地域リーダーの育成が何よりも大事であることは申すまでもありませんが、強いリーダーの存在とともに、多数の人の参加と長期継続的な取り組みが可能な組織が不可欠です。

リーダーシップのあり方はさまざまですが、官民いずれが指導的な立場をとっても構わないと思えますが、湯布院のように民側が強いリーダーシップをとった場合の成功例もあれば、官側、行政のリードの成功例も数あります。どちらが欠けても都市観光のまちづくりには難しいと思えますが、観光まちづくりにおいては、最終的には自治体の首長のあり方が問われると私は思います。

以上のことを踏まえて、観光振興を図るためには、まず地域のリーダーをつくり出すことが大事ですが、その要件として、おのれの損得でなく、まちづくりへの情熱を持った人、

地域の人を励まし奮い立たせる能力を持つ人、意思と行動の一貫性を持つ人、言葉ではなく行動で証明できる人、泥をかぶることを恐れない人、独断でなく人の意見を吸収し、それをまとめる能力を持てる人、皆を引っ張っていくのではなく、後押しができる人、このような条件は理想であります。結局、リーダーの条件は、最低限地域に対して誇りと情熱を持って未来への展望を抱き、卓越した創造力と果敢な行動力を兼ね備えた粘り強い人が求められます。まさにその点、市長のような人が望ましいと思いますが、仮に市長がそのような立場におありだったら、どんな観光のまちづくりを目指されるのか、対策とビジョンをお尋ねいたします。

次に、観光資源の開発について、さきの市長選のマニフェストであります「まちの駅」の構想についてお尋ねいたします。

今年8月10日現在、全国で845の道の駅が登録をされていますが、そもそも「道の駅」の発想は、鉄道にも駅があるように国道に駅をつくろうと、中国地域づくり交流会のメンバーが、広島から島根、山口県の3県を経て下関に至る国道191号線沿いの市町村にそれぞれの個性的な駅をつくり、ドライバーらに休憩所と地域の商工観光情報を提供しようと、萩、長門などの各市町村職員、地域リーダーが幹線道路の活性化を協議、阿武町と旧田万川町に平成3年10月10日に全国で初めて実験的にオープンしたのが「道の駅」の始まりです。

今では道の駅も急速的に設置され、発展の要因は、24時間利用可能な上、無料で十分なスペースを持った駐車場と清潔なトイレと、道路及び地域に関する情報を提供できる案内所などの要件をクリアすれば登録できることから、地域の工夫によりさまざまな「道の駅」ができており、特に物産館のある「道の駅」が多く、100%近く特産物の販売所があります。また、美術館、博物館、温泉、宿泊施設の設置、キャンプ場なども登場し、道路を利用する人には情報の発信をし、大いに役立っております。こうした施設は、地域の情報ステーションや道路情報、まちの文化、歴史、名産や観光地を紹介することで利用者との地域の交流を深める大事な施設と思いますが、構想の「まちの駅」の目的や設置場所、運営方法と「道の駅」と「まちの駅」の違いについてお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 5番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 防府市の観光振興についての御質問にお答えをいたします。

まず、どんな観光のまちづくりを目指すのか、対策とビジョンについての御質問にお答えをいたします。

先日行われました防府の観光資源の一つでもあります大道「笑い講」は、テレビをはじめラジオ、新聞等で県内のみならず全国に広く紹介され、遠く北海道からも問い合わせをいただいたところがございます。このほかにも、歴史的、文化的遺産や豊かな自然、また伝統的な行事やイベント、ことし夏より売り出し、好評であった名物「八モ料理」などの味覚等、さまざまなタイプの資源があり、それらを目的やルートにより組み合わせることで、いろいろな楽しみ方ができると考えます。

では、防府市としてどのような観光のまちづくりを目指すのかということでございますが、防府というまちが、「行きたいまち、住みたいまち」となることをイメージしているところがございます。

そこで今、これからの対策とビジョンとして考えておりますのは、主要観光施設であり、集客力で群を抜いている防府天満宮、周防国分寺、毛利邸のあるエリアを中心に、歴史を生かした観光のまちづくり整備ができないかということでございます。この周辺を見ますと、1年後の平成19年度には、その区間を結ぶ都市計画道路、新橋牟礼線が完成し、交通の利便性が向上します。さらに、近くには旧山陽道や萩往還などがあり、これらの整備や散策ルートの設定、また拠点施設の設置等、防府に来られたお客様をおもてなしするために、こうした基盤整備の一つ一つを実現していくことが重要であると考えております。

今、申し上げましたのは一つのエリアについてでございますが、その他の観光資源につきましても、それぞれが持つ違った魅力や価値を観光ルートでつなぎ、市の内外へ広くPRしていくとともに、観光ホスピタリティーの向上に努め、防府市全体のイメージアップを図り、「行きたいまち、住みたいまち」づくりを進めたいと考えております。

続きまして、まちの駅の目的や設置場所、運営方法と、「道の駅」と「まちの駅」の違いについての御質問にお答えいたします。

今後の観光のまちづくりにおいて、主要観光資源を魅力ある散策ルートで結び、回遊性を高めるとともに、観光客の滞在時間の増加が期待できる回遊拠点施設の整備がぜひとも必要であるとの思いの中で、「まちの駅」構想に至ったわけでございます。

施設としては、食事、休憩ができ、まちの案内機能を持ち、特産品の販売はもちろん、ちょっとした地産地消のコーナー等、地域コミュニティの場としても活用できるものであればと思っております。

この拠点をつくることにより、市内外から来られる人の利便性が増し、回遊時間の確保や、ひいては観光客の増加が図られ、その効果が市内に広がっていくことを期待しております。運営につきましては、内容的に商業施設であり、民間による運営を想定しているところでございます。

観光のまちづくりのための庁内検討協議会を設置し、第1回目を開催したところですが、「まちの駅」の設置についても一つの課題として、設置場所等について検討を進めているところでございます。

また、来年度は、民間の関係団体の方々を主とした観光振興懇話会を設置し、この中においても一つの課題として検討いただく予定としており、ぜひ質の高い施設として誕生させていきたいと考えております。

また、「道の駅」と「まちの駅」の違いでございしますが、「道の駅」は、長距離ドライブや女性や高齢者のドライバーが増加する中で、交通の円滑な流れを支えるための施設であり、幹線道路沿いなど適切な位置、数十台が駐車できる駐車場、24時間対応のトイレの設置、情報提供サービスなどの基準が定められており、また設置者については市町村等となっております。一方、「まちの駅」は、トイレ、休憩スペースなどの休憩所機能、まちの案内、お店の情報提供サービス等の案内人機能、手づくりのイベント等の交流機能、また全国の「まちの駅」との連携機能を持つ施設であれば、設置も行政、民間を問わず、どこでもだれでもつくれるところに大きな利点があり、現在の防府市の観光を振興する観点から、「まちの駅」の設置が急務であろうと考えております。

最後に、英雲荘の整備状況とこれからの活用計画についての御質問でございしますが、英雲荘（三田尻御茶屋）につきましては、平成8年度から総事業費約6億円で保存修理事業に着手しており、約65%の進捗率でございします。今年度は、大観楼棟の屋根をヒノキの皮でふく、檜皮葺工事を施工しており、先日一般公開され、私も見学をさせていただいております。平成19年度以降、内装工事や設備工事、土塀工事等を予定しており、毎年5,000万円の事業費ベースの場合、平成22年度には保存修理事業が完了する予定でございします。

完了後の活用計画につきましては、年度内に民間の方と市関係者で組織する三田尻御茶屋保存活用検討協議会を立ち上げ、検討してまいる予定でございします。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 5番。

5番（斉藤 旭君） ただいま市長さんより、これからの観光対策について御答弁がありました。まず、「行きたいまち、住みたいまち」を目指していくと。それから、天満宮、毛利邸を中心とした観光ルートの整備、そういった御答弁をいただきまして、これが着実に実現できるようにお願いをしたいと思います。

観光客は、地域住民が一日に消費する5倍から6倍の金額を消費するとも言われ、経済効果が大きいことから、全国各自治体が観光振興を期待しているゆえんであります。壇上

で申し上げましたが、観光資源も大事ですが、それを生かす人はもっと価値がある観光資源であると思います。

人材育成について、ちょっとお答えが聞かれなかったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の観光にかかわる人材の育成、養成ということの御質問でございますが、今、議員さんが壇上で申されましたように、市民全員が観光に対するモチベーションを上げながら、意識を持っていくということが大事であります。さりとて、リーダー的な存在というものは不可欠であろうというふうに考えております。

したがって、今、観光に関するさまざまな取り組みの中で、観光協会という組織があるわけでございますけれども、そこの方々が、自分の御商売もさることながら、そういったことも観光の中に寄与していくんだということで熱心に取り組まれておりますし、我々の方としても観光協会の活動を支えていくというスタンスであります。

また、ちょっと観点を変えましての観光に寄与する人材としましては、観光案内をしていただける、そういった人材を養成しながら、現在29名が、たしか観光の案内をしていただくという人材として登録をされておりますけれども、そういった人材も育成に努めておりますし、今後そういった人材の活用もさらに図っていきたくというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 5番。

5番（齊藤 旭君） これからいろいろな人材の活用をしていきたいということでございましたが、そこで、先般、経済委員会の視察で石川県の輪島市の観光行政を勉強させてもらいましたが、輪島市では観光産業者との連携を構築する方法として、行政組織の改編を行い、一例として大手旅行業者出身者を迎え入れ、業界との人脈、ノウハウ、感性を生かす環境を整えるため観光プロジェクト室を創設したそうでございますが、私は、果たしてその人が新天地で今までの経験が生かされるかどうかというのは疑問を持っております。私の見解は、じっくりと人材育成に取り組むべきで、その場しのぎの方策は賛成はしかねます。

話は大変飛躍するのですが、例えばプロ野球に例えますと、近年低迷を続けておりますジャイアンツは、V奪回ばかりに先走る余り、人気とお金任せ、毎年主力級を取り込む補強ばかりをし、せっかく有望な将来のある選手をだめにするケースが多々あります。観光行政も同じで、しっかりとした計画を立てた人材の育成が大事であろうかと思えます。

そこで、質問いたします。

人は一たん仕事につけば、与えられた職場で最善の努力をすべきであると思いますが、十人十色で性格、能力も違い、どこでも自分の力を出せるとは限りません。そこで、本市においては適材適所の人事効果を上げるため、職場の異動希望制度があると聞いておりますが、どのような内容か、またどの程度活用されているのか、そして効果が上がっていると思われるか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、私の方から、お尋ねの自己申告制度と申しておりますが、この制度についての御説明を申し上げます。

この制度は、職員の職務遂行能力や労働意欲の向上、公務の合理的かつ円滑な実施を図ることを目的に、平成12年度から創設をいたしております。具体的には、役職は課長補佐以下の職員で、その職場に2年以上連続して在籍することになる職員を対象に、異動希望の有無や受けた研修等があれば、年に1回ほど申告を受け付けるものでございます。申告書には、現在の職務の状況や、仕事や職場に対する意見、さらにみずからの適性、異動希望等の理由などを書いていただいて提出をいただくということにいたしております。単なる私はそこにかわりたいという異動希望調査とはちょっと変わるかなというふうに考えております。

また、この制度によりまして、職場環境や人間関係を把握して適正な環境整備に努めることができる、あるいは、適切な人員配置を行い、職務の円滑な遂行が図れる、また、業務に対する適性、生かせる資格、免許などを自己申告させることによりまして、人事関係だけの一方的な考えで人事異動、職場配置をすることがなくなるのではないかというふうに思っております。また、できる範囲でその希望をかなえることによって、職員のやる気を引き出すことができるというふうにも考えております。

また、記載内容の中に職員間における家族とか親族の状況を記載する欄がございます。これは何のために使うかといいますと、関係者が同一の課に配置があるということがないように、そういったことも考慮できるということで、申告書の内容にはそういったことも記載をお願いいたしております。

ただ、これはもう個人情報でございますから、申告書は本人さんと人事担当者のみしか見ることはできませんし、一切公開するということにはございません。制度的にはこういった形で、本人のやりたい、意欲のある仕事に対してできるだけ配置をしてやりたいという趣旨でございます。

ちなみに、ここ最近の申告状況でございますが、昨年度は32名の職員から申告書が提出をされました。そのうち、いわゆる希望に沿ったといいますか、ある程度本人の希望に

沿ってあげられることができたのが25名ということで、率にしますと約七、八十ぐらいの感覚で希望はかなえております。当然これには100%というわけにはいきませんが、できるだけ本人の意思、全体のバランスもございしますが、尊重してやりたいという配慮をいたしております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 5番。

5番（齊藤 旭君） よくわかりました。長い人生においてはマンネリ化や対人関係等々、不測の事態で仕事が思うようにいかないこともあると思います。そういうときに、自己申告制度により、本人の最も力が出せる部署につかせることも大事であろうかと思えます。大いに制度を活用され、職場の活性が図られるように期待をしております。

次に、道の駅の構想について、先ほど市長から、今後の観光対策として、「まちの駅」の実現について前向きな考え方をお聞きいたしまして理解をいたしました。

再三申し上げますが、防府市は観光資源も豊富で、交通の便も山陽自動車道の防府インター、また山陽新幹線山口駅から30分の至近距離にあり、これ以上の条件は他にはないと思います。その点、県下でも観光立市を誇る萩市は、観光整備と観光宣伝に年間相当の予算をつぎ込んでおると思いますが、それでもなお、ここ数年、萩市だけの観光客数は約150万人前後であろうと思います。その原因の一つには交通のアクセスがあると思えます。例えば美祢インターチェンジからでも、小郡インターチェンジからでも1時間かかります。そのハンディキャップは大きいと思いますが、近い将来、計画中の小郡萩の高規格道路が完成し、この間の所要時間が30分程度になれば、まだまだ萩を訪れる観光客も増えると思えますし、そうなる観光客の流れも変わり、防府市への観光客の動向が気になるところでございます。大いに増えることを期待しております。そのためにも、ただいま御答弁がありました「まちの駅」を早急実現し、あわせて観光地を結ぶ周辺道路の整備をしていただくよう、特に要望をしておきます。

また、設置場所については検討中であるとのことですが、私は建物については、設置場所にもよりますが、何も新しく建てる必要はなく、付近の景観との調和がとれたもの、できれば歴史的建造物、例えば旧カネボウの鐘和寮なんかは歴史を感じるすばらしい建物だと思いますが、どこがどのように管理されているのはわかりませんが、ぜひ「まちの駅」の施設に活用できないものか、検討材料にしてもらうようお願いをしておきます。

それから、英雲荘の修復後の活用計画についてであります。施設のこれからの活用計画については、ただいまお聞きしてよくわかりましたが、当施設は国指定の防府市の財産でありますから、最も利用価値が高まる活用方法を模索していただきたいと思えます。

そこで、1点要望をいたします。

私は、この11月に実施されました国民文化祭で、毛利庭園の大茶会に行きました。無論、お茶の作法もわからないままに、周りの人を見よう見まねでいただきましたが、とても落ちついてゆったりとした気持ちになりました。そこで、英雲荘の将来の活用方法のほんの一例といたしまして、英雲荘のどこか雰囲気の良いところで有料による抹茶の接待を計画したらいかがでしょうか。お茶をたてる人は特にその道の大先生でなくても、茶道を習い始めた人や勉強を兼ねたボランティアの方をお願いしたらよいと思います。日本の伝統文化である茶道の普及や英雲荘の有効活用になると思いますので、御検討いただきたいと思います。

それから最後に、ちょっと前後になりましたけれども、地域ブランドの登録についてということで、地域ブランド制度は従来、全国的な知名度がないと保護を受けられませんでした。地域経済の活性化を支援する目的で商標法を拡大し、本年4月から出願の受け付けが始まりました。特許庁は10月27日に、今年4月に登録申請が出された計374件のうち52件のブランド名の登録を認めました。4月に登録条件が緩和され、初めての認可ということで、これからは認定ブランドを頭につけた特産物が、地域おこしに一役買いそうだということです。その中には、群馬県の高崎だるまや岐阜の下呂温泉、熊本県の黒川温泉、和歌山県の和歌山ラーメン、また御存じの大分県は関アジ、関サバ等々であります。

そこでお尋ねいたしますが、本市においてはこのたび申請があったかどうか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の地域ブランドの件でございますけれども、このたびの特許庁への申請は1件もしておりません。

議長（行重 延昭君） 5番。

5番（齊藤 旭君） 今後そういう申請をされる御意思があられますかどうか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今後のことでございますけれども、先ほど市長が御答弁しましたように、八モ料理がことしの夏から開始されまして、非常に好評であったわけでございます。御存じのように、八モはこの瀬戸内の特産の魚でございます。なかなか人気がある魚種でございますけれども、そういった八モ料理を着手しましたので、今、商工会議所等をはじめとしまして、関係者の間では、今、特許庁への地域ブランドの商標登

録といったことでの検討がなされております。ちょっと行く末がどうなるかということは、この時点ではまだ明確に申し上げられませんが、意欲的な検討が今開始されているというふうに聞いております。

議長（行重 延昭君） 5番。

5番（斉藤 旭君） 数を申請すればいいというわけのものでもありませんけれども、大道の笑い講とか、それから山頭火等々もありますので、御検討をお願いいたします。

以上で、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、5番議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は11番、三原議員。

〔11番 三原 昭治君 登壇〕

11番（三原 昭治君） 新人クラブの三原です。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。執行部におかれましては誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず、1点目は緊急通報装置貸与事業についてお尋ねします。

この件につきましては、先般、同僚議員も質問いたしましたが、少し角度を変えて質問させていただきます。

第三次総合計画後期基本計画で、加速する高齢化社会について、防府市の高齢化は全国平均を上回る状況で進行しており、今後さらに高齢化の進行が見込まれるとしております。昨年の国勢調査では、65歳以上の高齢者人口は2万6,387人に達し、総人口に占める割合は23%と、大変高くなっております。また、世帯数は4万4,958世帯で、5年前の平成12年調査と比べ、1,591世帯も増加しております。世帯数は近年、年々増加傾向にあり、核家族化現象を如実に物語っております。

このような実態の中で、高齢者のひとり暮らし、寝たきりなど、高齢者のみの世帯が増加しているのが現実です。防府市ではこのような状況に対し、高齢者福祉の一環として、65歳以上のひとり暮らしの高齢者などを対象に、ボタン一つで急病や災害など緊急時に対応する緊急通報装置貸与事業を実施していますが、この装置の設置状況、その利用実態、また今後どのような取り組みをされるのかお聞かせください。

2点目は、旧多々良学園高校の移転に伴う校舎等の管理と、同校に貸与していた市有地の運動場の利用についてお尋ねします。

旧多々良学園高校は、平成16年4月に防府市台道に新築移転いたしました。御存じのとおり、現在は経営母体も変わり、学校法人山口高川学園に、また校名も高川学園高校と改名されています。

さて、移転からはや3年近くが経過しましたが、旧多々良学園高校の校舎、講堂、寄宿舎などは今もって存在しております。しかし、住み手のない家は傷みが早いと申しますが、3年の歳月に伴う老朽化に加え、台風などの災害、また心ない者による投石や侵入で窓ガラスが割られているなど、その様相は廃墟化状態にあります。これに加えて、付近には不審者の出没など、住民は日常生活を脅かされ、不安を募らせています。防府市には管理責任はありませんが、市民生活を守る責務から、管理者に対し管理指導などを講ずるべきだと思いますが、市の対応をお聞かせください。

また、昭和31年に学校法人多々良学園に無償貸与した市有地約8,800平方メートルの運動場について、現在、使用もされず放置状態にあります。市民共有の財産であり、有効利用すべきだと思いますが、運動場の利用についてどのように考えているのか、お聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 11番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、旧多々良学園高等学校の移転に伴う校舎等の管理と市有地の運動場の利用についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の移転前の校舎等の管理についてでございますが、校舎等及びその敷地につきましては民間の方の所有となっておりますので、議員も御指摘のように、校舎等に不審者が侵入して窓ガラスなどを破損している等の状況が見受けられるのであれば、そのような情報を所有者へ通報し、適切な対応をお願いする必要もあろうかと考えております。

2点目の市が貸与していた運動場の利用についてでございますが、当該土地は、旧多々良学園高校跡地に隣接する8,743平方メートルの市有地で、御指摘のとおり、昭和31年より運動場として旧多々良学園高校へ貸与しておりましたが、校舎の移転に伴いまして、平成16年にお返しいただいております。

現在、この土地を利用するためには北側と南側の私道を通ることになります。また、サッカーなどの球技で使用される場合、防球ネットが破損しているため、ボールが飛んで、周辺の住民の方に御迷惑をおかけすることにもなろうかと思われます。このような事情から、運動場を御利用いただくことは現在、御遠慮いただいておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、運動場の利用については、旧多々良学園高校跡地との一体利用が最も有効と考えられますので、これまでも再三、旧所有者に対して申し入れをしておりますが、現所有者に対しましては申し入れをいまだ行っておりません。

現在のところ、跡地の利用についてどのようにお考えになっておられるのか、またその管理及び運動場との有効利用について、早速協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 旧多々良学園高校、多々良学園の所有であったものが、今、高川学園に移行したということによろしいですね。

先ほど、市長の答弁で、民間の所有となっており、そういう侵入者、また窓ガラスが割られる等があれば、管理者に適切な対応をしてもらうように指導するということですが、これ、通告書を私、出しまして、現場に行かれたでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 現場には行っております。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） それでは、どういう状況でありましたか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 旧多々良学園の校舎等につきましては、玄関付近等々、ガラスが割れた状況が見受けられました。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 先ほどの答弁と少し私は食い違っているのではないかと思います。そういうものが見受けられれば管理指導を行うということでしたが、もう見受けられているんじゃないですか。どうですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 見受けられましたので、早速そういったことを実施いたしたいというふうに思っておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 私、現地に何回も足を運んでおり、もと多々良高校の管理をされていた方ともお会いして、いろいろなお話を聞いてまいりました。多分、部長、行かれたのなら、たくさん動物がいたと思うんですよ。いかがでしたか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 私の見ようが悪かったかなというふうに思いますが、動物については全く気づかなかったような状況でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番(三原 昭治君) 多分見ようが悪かったんだと思います。だれが行っても、あそこには、野良犬は近づきませんけれども、野良猫がすぐ近づいてきます。だれかがえづけをされているのかどうかは知りませんが、だれが行っても必ず猫が、鳴き声を出しながらやってまいります。たくさんの猫がいます。犬もたくさんいます。大変不衛生であります。それに、いろいろ付近の住民の方にお聞きしたら、運動場では暴走行為も時々あると。バイクなどを持ち込んで暴走行為もやっていると。

さらには、これは市長もたしかお見舞いに行かれたと思いますが、昨年9月29日、校舎の下の民家のございましたよね、運動場との間に。あそこが何者かによって放火され、全焼するという事件も起こっております。付近の住民の方は大変怖いと。やはり管理が防府市ではないとしても、そういう市民生活を脅かすという点では防府市がきちんとした対応、また指導をすべきだと私はと思いますが、いかがでしょうか。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) 今の御意見に対しまして、実態を私どもも正確にというわけにはいきませんでした。今、ある程度の把握をしておる中で、今後そういった、いわゆる市民生活に支障が出るような状況というふうに、今、お聞きをしましたので、早速その辺のお申し入れをいたしたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長(行重 延昭君) 11番。

11番(三原 昭治君) 早速申し入れるということでありましたけれども、せっかく足を運ばれたのなら、十分なそういう調査、把握をしていただきたいと思っております。

それと、今、学校法人の場合は固定資産税が非課税になっていると思っておりますけれども、現状は今どうなっていますでしょうか。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 学校法人は、今おっしゃいましたように非課税でございます、税法で。ただ、跡地でございますので、いわゆる教育施設としての利用はされておらないということでございますが、したがって課税をされておるという状況でございます。

議長(行重 延昭君) 11番。

11番(三原 昭治君) 課税をしているということによろしいですね。

議長(行重 延昭君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 課税をいたしております。

議長(行重 延昭君) 11番。

11番(三原 昭治君) ぜひ、この件につきましては早急に対応していただき、市民

の安心・安全を確保していただきたいと思います。

次に、運動場の件でございますけれども、先ほど、平成16年7月14日に契約を解除されたということですが、通常の契約解除、解約の場合は、原状回復というのが普通原則だと思います。今あそこには照明、防球ネット、部室の跡、倉庫等がございますが、この点についてはどうなっておりますのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先ほど市長の答弁で申し上げました8,743平米、これにつきましては今、運動場の中の一部でございますが、部室やほかのトイレ等々ございますが、その部分の土地につきましては現在、高川学園さんが引き継いでおられるということでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 8,800平米が一部なんですか、あそこのグラウンドが。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 全体が幾らあるか存じ上げませんが、グラウンドの中心部分、ほとんどでございますが、それは市の持ち物でございます。ただ、ちょっと段差ができておりまして、その下部分でございますが、先ほど申し上げましたような倉庫だとか部室だとか、その部分、北側の部分でございますね、これは旧多々良学園さんの所有でございますが、そのまま現在の経営者の方へ引き継がれたという状況でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 照明とか防球ネットの場合はどうなるわけですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 照明、それから防球ネット等につきましても、高川学園さんが引き継がれた部分と、それから今、市の所有地に建っておるものがございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 先ほど申しましたが、一応その土地を貸与したときに、解除をする場合は原状回復というのが原則だと思います。今まだ一部、照明、防球ネット等が市有地の中にあるということでしたが、これはどうなっているわけですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 実は旧所有者の方が、台道の方へ新しい校舎を建てられて、そちらへ移られたという段階の中で、ある市内の高等教育をやられておられる学校さんが、施設の一部改修をするために、いわゆる運動施設がないということで、一時的に貸していただきたいと思いますというふうな状況があったようでございます。そのときに、そういった施設が

必要でございますので、それについてはそのままの状況でほうっておいたという経緯がございます。

ただ、最終的に、そこは当時の両者のお話の中で、先ほどお話し申し上げたような部室でございますとか、そういったものは私どもの所有でございまして、お話がつかなかったようございまして、そのまま立ち消えになったという状況でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 貸していただきたいというのは多分誠英高校だったと思うんですけども、それはいつごろの話ですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） たしか私の記憶では、平成16年のいつかの時点であったかなというふうに思っておりますが……

11番（三原 昭治君） 16年のいつ。16年は12カ月ありますけれども。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 平成16年の夏ごろであったというふうに記憶をいたしております。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 7月も夏ですよ。それが解除が先なのか、それか、貸していただきたいと言われたのが先なのか、よくわかりませんということですね。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 前後関係については、今のところ、私、今の時点では把握はいたしておりません。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 先ほど道路のことも申されましたけれども、私道があるということで、私道があるから利用が難しいということですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 現在、進入いたします経路につきましては、南側からの墓地付近を通る道、及び競輪場から、西側の方から入る道、その2本だけでございまして、その2本とも私道でございます。したがって、使用が非常に難しい状況にあるということをお話し上げたわけでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 使用が非常に難しい状況にあるということですが、11月の防府競輪のふるさとダービーで使われましたよね。先ほど、もう一つ、防球ネットが破損

しておるといふことも言われましたね。住民にも迷惑をかけると。以前、私が、いろいろ問い合わせがあつてお尋ねしたときに、私道のこととも言われましたが、グラウンド使用については防球ネットが傾いており、危険な状態にあるから使用は難しいと。それでは競輪ファンの人には危なくないということですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） ふるさとダービーで、確かに駐車場として使用いたしました。これは一般の方については、駐車場がきちっと整備された状況でございますので、そちらの方にお客さんは行っていただいたわけでございます。ただ、来場者が多数に上るといふことでございまして、いわゆる従事員関係について駐車場としてあそこを貸与したわけございまして、危なくない場所を選びまして駐車をさせていただいたということでありませぬ。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 危なくない場所を使用したと言われましたが、たしかお正月とか、天満宮の花火大会でも使用されていると思うんですね。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 大変申しわけございませんが、その点については把握をいたしておりませぬ。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） じゃあ、市が管理者なのに、許可もなく使ったという認識でよろしいですね。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先ほどの申し上げ方が悪かったかなというふうに思うんですけども、私自身が把握をしておらないということございまして、それはちゃんとした許可を受けておるといふふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） あんまり言うてもあれでしょうけれども、許可を受けておりませぬ。先ほど私道と、使用が難しいということでしたが、ここの道路は地方税法における公衆用道路になって、非課税になっているんじゃないですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 台帳を見て確認したわけではございませんけれども、恐らく一般の方も通られるということございまして、公衆用道路としての認定はされておるといふふうに推測をいたします。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 推測というよりは、一般質問でちゃんと通告書を出して、こういうふうに私たちは聞き取り調査もあって、同じお話も聞きました。私道であり、使用が難しいということも聞きました。やはり、こういうこともちゃんと調べていただいて御答弁をいただきたいと。これは公衆の用に供するという事で非課税になっているわけですよ。だから、別に使うことが難しいとは私は思っておりません。その点どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 確かに今おっしゃいましたように、公衆用道路でございましたら非課税でございます。ただ、御存じだと思いますけれども、この西側及び南側からの道路につきましてはかなり狭隘な状況でございますので、その点も使うことが難しい一つの要因かなというふうに考えておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） これまでも、あそこの旧多々良学園高校のグラウンドは、狭隘かもしれませんが、いろんな方が使用してきているわけなんですよ。その状況から考えて、特段、今、だから使えないと、私道が使えるのがわかって、今度は道が狭いからと。何かもうこのグラウンドを使いたくないと、運動場を使いたくないような答弁に私は思えるんです。

先ほど市長が、旧多々良学園高校との一体利用が有効と考えていると。これ、いつごろになるような可能性がありますか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 先ほど市長の答弁の中で申し上げましたように、旧多々良学園のときには申し入れをいたしておりますが、新しい所有者といたしますか、高川学園さんには、その後、申し入れはいたしておりませんし、向こうさんからも、そういったお話は今のところ聞いておりません。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 先ほど壇上でも申しましたが、これ市民共有の土地なんですよ。何か使いたくないように聞こえて仕方がないんですよ。何か使いたくない理由があるんですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 特段使いたくない理由というのはありません。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） じゃ、使えばいいんじゃないですか。せっかくある土地でしょう。もっと活用すべきじゃないですか。これ、だって、一体利用が有効だと。で、相手さんからまだ話ありませんと。そんな体制でどうなりますか。積極的に、例えば売るなら売る、使うなら使うと、ちゃんとしたらどうですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 実は旧運動場の利用につきましては、昨年でございましたか、一般質問でございまして、そのときにお答え申し上げておりますのは、やはり旧多々良学園さんの跡地と一体的に、いわゆる開発等々に活用いたしたいというふうに考えておることをお話しさせていただいたように記憶をいたしております。

したがって、今、状況的にいわゆる停滞した状況ではございますけれども、いつ何どきそういった話がある状況があるかもわからないということを前提に、一般的な開放については控えさせていただきたいということを基本的に考えておるわけでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） いつ何どきそういう話があるかがわからないと。10年先か20年先かわかりませんね、じゃ、そういうことでいいんですね。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 私が期待をいたしておりますのは、近い将来、そういう話は必ずあるというふうに期待をいたしております。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 部長個人の期待というか、個人の期待で市民の財産をそういうふうにしてよろしいと思われませんか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 大切な市民の財産でございますが、先ほどから申し上げましたようなもろもろの状況でございますので、そういうことを念じながら今、対処いたしておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） すみません。私、頭が悪いもので、もろもろの事情をもう一回説明してください。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） すみません。私もちょっと理解に苦しむので、事情とはどういうことでございましょうか。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） あなたが、もろもろの事情があると言われて、その事情とは何ですかと私に聞かれても、私はわかりません。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） もろもろの事情と申しますのは、いわゆる一体的な利用がしたいと。かつ、その方法について、今のところは不透明でございますが、どういう状況下にそれが到来するかもわからないということを再度申し上げたわけでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 一体の利用がしたいということは、これはもろもろじゃなくて一つですよ。

今から新体育館も建設されるわけですよ。グラウンドの確保も必要になってくるんじゃないですか。そういう点からも、そこを利用するということが必要になってくるので。先ほどから言われたことは、最初は私道だからだめだとか。これはもうクリアできましたね。狭隘していると。でも、現状、これまで何十年にわたって多々良学園、またほかの人もあそこを使っているわけなんですよ。私も車でよく多々良学園には行っておりました。サッカー部の方にもよく顔を出しておりました。別に車が離合できないような状態でもありません。現に付近住民の方も全員、特段支障を来すようなことは言っていらっしゃいませんでした。使える状況にあるということなんですよ。

今、現在、行政改革の一環とかで、中心市街地の市有地3カ所を売却しようという計画が進んでおりますが、これはどういうことなんですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 私、財務でございますので、いわゆる財政的な見地で申し上げますと、やはり普通財産ということになりますと、例えば将来の方向が決まっているのであればこれは別でございますが、先ほどから申し上げておりますように、一体的な活用の中で売却をするなり、そういったことで財政面に寄与させていただきたいというふうに、私のサイドとしてはそういうふうなことを基本的に考えておるわけでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） お金になるものは財政改革で、お金にならないものは行政改革という考え方に私は思えますよ。行政改革というのは一体何だと、私は思います。行政改革と財政改革の違いは何ですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 行政改革はすべて、いわゆる経費の節減だとか、そういっ

たものじゃないというふうに思っております、基本的に。経費ですね。全般的な、いわゆる行政そのものをもう一遍見直そう、結果として改革していこうということだろうというふうに思います。

財政改革につきましては、いわゆる財政面のみの改革でございますので、その点の大きな違いがあるかなというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 釈迦に説法で大変申しわけございませんでした。

行政改革は全般にわたって見直そう、改革していこうと。必要ないものは必要ない。不公平なものは不公平。必要なものは必要。使えるものは使う。これは先ほど言われた、見直そう、改革していこうという点じゃないんでしょうか。どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 何度も申し上げますが、昨年の一般質問でも答弁申し上げておりますように、一体的にここを活用していこうということでございますので、そのあたりが基本になろうかなということに思っております。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 先ほどの中心市街地の市有地の売却計画であります。これも当初からいろんな計画があって、ずっと何十年と塩漬けにされてきたんじゃないですか。今、部長は、将来の方向が決まっているものは別と言われましたが、これ、雲をつかむような話じゃないんですか。きちんと、あす、あさって、1カ月先、今年度中にはもう売却できますよというんだったら、利用云々は言いません。たとえそれが決まっても、放置しておくというのは行政改革に反するんじゃないですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 結果的に、今まで今の状況で放置をしたということになったかなというふうには思っております。

ただ、これは市民の方に運動場として開放する、それもいわゆる永久的にするということになりますと、先ほどから申し上げましたように、周辺の道路、進入路等々の関係が非常にこれが支障になってきょうかなというふうに思いますので、基本的にそういったものが解決できない限りは非常に難しい問題かなというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 市民が必要とするならば、永久的でも私は構わないと思いますよ。何か考え方が、私は何かおかしいんじゃないかと思えますよ。もうかたくなに使いたくない。売る。いつ売れるかわからんのを待つ。で、永久的にと。たとえ売る計画があ

っても、何年先になるかわからないんだから、それまで使えるなら使ったらどうですか。そういうことはできないのですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先ほどからの繰り返しになりますが、そういう状況がいつ起こるかわからないというのが現状でございますので、それまではそういった使用については差し控えさせていただきたいということ、再度申し上げたいと思います。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） いつ起こるかわからないと。これもくどくど言いますけれども、その間使ったら支障があるわけですか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 使うというのは、一般的に開放するというところでございましょうか、それとも、ある貸し付けをするということとございましょうか。どちらでございましょうか。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 市民のために利用したらいかがでしょうかと言っているわけですよ。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 先ほどから申し上げておりますように、例えば短期の貸し付け等々でございましたら、駐車場等々、こういったものは対応の余地があるかなというふうに思いますが、それ以外のものにつきましては、例えばそこを整備する経費でございませつか、また相手方さんが整備をされるということもありませんし、その辺はということになりますと逆に御迷惑をかけるということも考えられますので、今はそういうことは考えておらないという状況でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） あそこを使えないのだろうか、私のところには何件も電話がありました。経費、経費って、お金がかかるから使わないということですか。たしか今、平成13年度から行政改革をやり、市長は一定の効果が上がってきたと、これからは市民のために向けていくんだということを言われておりますよね。あそこのグラウンド整備をしてどのぐらいかかりますか。グラウンドは今そんなに悪くありません。防球ネットを少し、直径10センチの鉄柱を立てれば、幾らでも使えますよ。どうですか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど来から財務部長と議員との間で質疑が交わされていると

ころでございますが、しばらく、まずは時間をちょうだいしたい。

と申しますのは、つい二、三年前まで、あの後ろにあります多々良学園高等学校が管理をし、そして校舎の一部として使っておられたところでございます。ああいう突然の事態が起こりまして、今の高川学園さんが経営に入られて2年ちょっとになるわけでありまして。市としても今の経営者との間で、現在の古い校舎、旧校舎ですね、かなり管理がなされようが足りないんじゃないかということ、あるいは周辺住民にいろんな不安を与えておりますよということなどもお伝えをしながら、下の市有地についても、上の校舎の開発をどういうふうに今後考えておられるのか、その辺もよく打診をして、一体的に開発を考えておられる節があるのかないのか、その辺もよくしっかり研究、協議をいたしました上で、早急にその辺の判断のもとに有効な使い方について協議に移っていきたいと、このように思っていますので、しばらく時間をちょうだいできればと、このように思います。よろしく願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 高川学園さんとこれから早急に協議をし、そして今後の利用について有効利用を考えていくという前向きな答弁だと思っております。

部長さん、やはり前向きに物事は考えるべきと私は思います。ぜひ前向きに物事を考えていただいて、私は9月議会で、図書館の利用についても3年半放置の話をいたしました。全く私は同じなのではないかと。平成16年7月、2年半過ぎております。やはり市民共有の財産です。だから有効に使っていただいて、行政改革というのは、先ほども部長が言われたように、ただ削るだけではないと。見直すべきものは見直して改革していこうと。その一環として、ぜひ市長のお言葉を信じて、これに取り組んでいただきたいと思います。この項は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、緊急通報装置事業について、健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 御質問の緊急通報装置事業についてお答えをいたします。

御承知のように、緊急通報システムは、虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対しペンダントタイプの緊急通報装置を公費負担で設置し、地域の協力員や民生委員の支援により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることで、利用者が在宅で安心して生活ができることを目的とするものでございます。

これにつきましては、平成15年度から、普及を図るため課税要件を廃止し、調達方法を購入方式からレンタル方式にすることにより、経費の節減を図りながら利用者の増加に努めているところでございまして、現時点における設置状況は約620台となっております。

す。

また、その利用実態でございますが、平成17年度において、消防署に通報がなされたものが75件で、そのうち救急車が出動したのは33件とのことでございます。また、本年の11月末時点では、消防署への通報は69件で、そのうち救急車が出動したのは27件との報告を受けております。

今後の取り組みについてでございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して安全に暮らすことができる安全・安心なまちづくりの観点から、現在の事業は必要と考えており、福祉の担い手である地域の民生委員さんや協力員さん等との連携を強め、多くの方が利用できるよう事業の拡充を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 多くの方が利用できるように事業の拡大をしていきたいということですが、この装置の設置の申請というのはどのような方法でされておりますか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） この装置の設置につきましては、民生委員さんに御協力をいただくために、民生委員さんにその辺の申込書の下段に、この方はこの装置が必要ですよという記入をいただいております。

それによりまして、私の方の高齢障害課で受け付けをして、設置等の手続に入るということでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） たしか対象がひとり暮らしの高齢者、虚弱な高齢者等となっております。今、申請処理は民生委員さんの意見を添えてもらうということですね。その虚弱な高齢者という対象は、どのような基準になっているわけなんですか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 一応これ、虚弱な方ということであっておりますけれども、実際には、必要とされるということを生委員さんが認められた場合については、できるだけ広く解釈するようにして、設置できるようにいたしております。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） じゃあ、事業の要項をもう変えたらいいじゃないですか。そういうあいまいな対象基準をつくって、申請があれば設置するようにしているんだったら、そのままもう、一人ひとりに、申請があれば設置しますよということにしたらいいと思います。

それと、私もいろいろこの件について調査してきました。設置されている方、協力員、また民生委員の方にも何人かお会いしてまいりましたが、設置者以外でひとり暮らしをされている方にも行きました。その方も少し体を悪くされて、日常生活はできるが大変不安を抱えているということで、この話をしましたら、私は知らなかったと。そんなとがあるんかという話も、これは多く聞いております。

また、民生委員さんの中にもよく理解していない方がおられます。たしか7月に行われた議会で同僚議員が同じ質問をし、周知徹底を強く要望されたと思いますが、あれから6カ月たっております。その周知徹底、6カ月間どのようにされましたか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 周知徹底ということでございますが、これは毎年5月に、民生委員さんに独居の方の調査をしていただいております。その節にその辺の説明はしていただいていると思うんですけども、議員がおっしゃいますように周知がされていないということであれば、これにつきましては改めて周知を図るように努力してまいりたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 7月の同僚議員の要望でしたので、御答弁がなかったので、これ以上言うのをやめますが、周知徹底をしていただきたいと強く要望されたと思います。それから6カ月たっております。ぜひ迅速に対応していただきたいと思うと同時に、毎年5月に調査をしていると。ひょっとして6月からひとり暮らしになるかもしれない。虚弱になるかもしれない。いろんな方がいらっしゃるんですね。やはりもう少し、毎月毎月とは言いませんけれども、せめて年に2回ぐらいはそういう調査日を増やしてやっていただきたいと思います。

それで、先ほど利用実態について、ことしの11月時点で消防署の通報は69件と、そのうち救急車が出動したのは27件ということですよ。ということは、27件は救急車が出動したということはわかりました。その他の出動の42件は不出動ですかね。通報があったけれども不出動だったというのが42件あります、これ引きますとね。その42件の不出動の内容、理由をお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 私の方は、先ほど申しましたように、69件のうちの27件が出動されたということで、その42件については聞いておりません。申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） それでは、消防長さんがいらっしゃいますので、消防長さんは把握されているのではないかと思いますので、その点がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） お答えします。

42件の不出動の内訳につきましては、誤報が27件、それから誤作動が13件、これはペンダントスイッチに手が誤って当たったということが13件、それからテストが1件、停電の復旧が1件、合計42件でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） この件について、部長はわからないと、調べていないということだったので、では、出動した27件のうちの搬送、不搬送もわかりませんか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 私の方では件数のみを把握しておりますので、具体的にはちょっとわかりかねます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） たびたびすみません。消防長さんの方で多分把握されているのではないかと思いますので、その内容を教えてください。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 搬送は13件でございますが、不搬送の14件につきましては、誤報が8件、それから関係者の方がおられなかったということが1件、現場へつきまして患者さんが回復されたということが2件、停電が3件、合計14件でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） つまり、今言われた数字からいくと、誤報が52件と。69件から見れば、約80%が誤報であるということだと思えます。

それでは、今お答えをいただいたのは、消防署に通報があった件数ということですが、市が貸与している装置は、ボタンを押すと、まず第一協力員、続いて第二協力員、そして、2人が不在の場合は消防署へと、自動的に通報されるシステムとなっております。

それでは、第一、第二協力員が受けた件数とその内容を教えてください。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） その件については把握いたしておりません。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番(三原 昭治君) 余りもうしゃべりたくないんですけれども、担当している部の事業で、その貸与だけをして、あなたら勝手に使いなさいと。中身の事態も把握しないで、事業の展開が私はできないと思いますよ。第一協力員、第二協力員にどんな連絡があったとか、やはり高齢者の気持ちやニーズにこたえてどんどん向上させていく、中身を充実させていく、これが一つの事業展開じゃないかと私は思っておりますが、どうでしょうか。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 確かにおっしゃることはわかるんですが、現実には、そのためには膨大な調査をしないと、多分今のお尋ねの、第一がどれだけあって、第二がどれだけあってというのは出てこないと思います。

ですから、それについて、そこまでする必要があるかどうかというのも、ちょっと私わかりませんが、現時点ではそこまでは考えておりません。

以上です。

議長(行重 延昭君) 11番。

11番(三原 昭治君) 膨大であろうがなかろうが、そこまでする必要があるかわかりませんと。大変情けない言葉ですよ。事業に対する取り組み姿勢が本当に欠けているんじゃないですか。一つの事業を担当したら、一部始終その事業の内容について把握して、よりよいものをつくっていかうと、これが普通じゃないですか。さらに内容を充実させていかうと。そこまで必要はないと、かどうかわかりませんが、それはそれでいいですよ。そういう思いでこういう事業を展開しているということで、私は理解いたします。

さて、消防長は昨日の同僚議員の増加する緊急需要の対応の質問で、現状体制が火災救助に支障を来すこともあると答弁されましたが、ちょっとそこでお聞きします。

同じく答弁で、救急車の出動に当たり、救急救命士プラス2名、計3名の隊員で出動すると。現在、本署に1台、東、南出張所に各1台と、3台で対応しているということで、支障を来すこともあると御答弁されたんだと思いますが、ちょっと変なことを聞きますが、1回の出動、今3人の隊員を乗せて1回の出動についてどのくらい経費がかかるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

議長(行重 延昭君) 消防長。

消防長(松永 政己君) お答えいたします。

現在、秋穂出張所に救急隊員を配置しておるようとなっておりますが、そこが10人配置しております。年間通して24時間対応するということになりますと、10人の人数が必要ということになります。それで、人件費等を含め、救急車の購入費等を含めると、

1台年間約8,000万円の人件費がかかるということの概算が出ております。それで、救急車の台数掛ける昨年の4,752件で割りますと、1回の出動当たり約8万4,000円の経費がかかっておるといふ試算がございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） ということは、ことしの11月現在、出動したが不搬送が14件ということで、117万を要しているということになると思いますが、その計算でよろしいですかね。

もう1点、通報に当たって、消防署の方で最終的に受けられるんですが、その時点での電話回線ですね、どのような回線状況にあるわけですか。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 119番通報を受ける場合には8回線、指令台にございます。これが、自宅で持っておられる局番が22局とか23局とかございますが、同じ22局で同時に2回線かけられて、それが受報できるような体制にございますので、緊急通報装置をされた方が、同時に同じ局番で2軒押されますと、会話ができるというふうな状況にございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 2軒が会話ができるということは3軒ではできないということでもよろしいですか。お話し中になるということでもいいですか。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 早い者勝ちと、ちょっと言い方は悪いんですけども、早くかけられた方が、3番目になりますと、その方は話中になるということになります。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 健康福祉部長の方の質問なんですが、ちょっと消防長の方へ移行しておりますが、もう1点ほど、消防長にお尋ねしたいんですが、先ほど、ざっと計算しても、ことしだけで救急車の出動、不搬送で117万の経費を要しているということにもなりますし、これからますます高齢化が進展し、超高齢化時代を迎えるということですが、先ほど答弁の中に拡充をしていきたいという答弁もありました。これがどんどん増えて、こういうふうな状態が生じてくると、先ほど、現体制では支障を来すことがあるとのことですが、この緊急通報装置の誤報による出動について、言いにくいかもしれませんが、消防長さんはどのように思っているのでしょうか。すみません、よろしく願います。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） いわゆる緊急通報装置が、かかってきてからの状況をお話いたしますと、受報して、こちらが返信を送ります。そうすると相手と会話ができ、また救急車が必要な場合と、返信をかけて応答がない場合も救急車出動はさせております。それから、誤って本体の非常ボタンまたはペンダントの緊急ボタンを押したことが会話により確認された場合には、本体のとめるボタンによる復旧をお願いしております。

そして、会話もできないということで、救急車を出動させまして、現着しまして誤報であるということが判明する場合がございますので、この時間帯に別の救急事案が発生したということになりますと、そういった真に必要な方に救急車が出動できないということもございますので、今後、昨日もお話ししましたけれども、適正利用につきましては、こういうペンダント電話につきまして、設置されるときに取り扱い方法を徹底することが必要と思われれます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 今の話では、はっきりは言われませんでしたけれども、現体制では大変苦慮しているというふうに私は受けとめます。

そこで、ちょっと、市長さんにお尋ねしますが、今いろいろ問題点を私、指摘しましたが、この問題点が解消されるシステムが今あるのは御存じでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 存じ上げません。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 部長は御存じですよ。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） はい。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） そのシステムについて研究とか調査とか、いろいろされておりますか。されましたか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） はい。御質問いただきまして、調査の中でそういうシステムがあるということで、一応概略は調べております。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） ちょっと急いでやります。

一応通告があって調べたと。大変おくれた福祉行政だなと私は思います。今、県内の22市町の自治体の中で、今からちょっと紹介しますが、この今から紹介するシステムを導入していないのは、本市を含め4市1町です。ほかは皆、これを導入して活用しております。

このシステムなんですが、第一通報者は、防府市の場合は第一協力員ということですが、これはセンター方式になっておりまして、第一通報先はセンターのオペレーターと。これは徹底した教育、研修を受けてオペレーターが養成されており、通報に応じて適切な判断で対応していることから、導入している他市の担当にも問い合わせましたが、誤報はゼロだということでした。また、加入者に対しては、病歴やかかりつけの病院、買い物先など、詳細にカルテを作成し、これらをデータ化しておりまして、通報と同時にパソコン画面にすべてのデータが表示され、敏速な対応体制をとっているとのことでした。

その間、定期的な安否確認をはじめ、福祉士、介護士、栄養士などの資格を有した人材も配置して、高齢者に対して健康、食事相談や助言など、介護予防の面からも指導をしております。また、とかく引きこもりがちなお年寄り、高齢者に対して、市の広報紙など、いろんな情報誌を集め、イベント情報の提供を行うなど、生活全般のサポートを行っております。最近、特に高齢者をねらった悪質商法や振り込め詐欺なども発生しておりますが、この点においても、事前に未然防止の措置をとるため、加入者に電話連絡し、徹底してやっていると。事例ですが、押し売りの退散にもつながったという事例がございます。

ちょっと早口になりましたが、大体今のでこの新しいシステムが御理解いただけたと思いますが、ちょっとお尋ねします。部長、ひとり暮らしのお年寄りが不安を持っているのは当然のことなんですが、ひとりぼっちの暮らしの中で何を一番求めていると思われませんか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） それは、人と人とのつながりであろうと思います。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 大まかに言えば、人と人とのつながりだと思います。人との会話です。今、現時点、ひとり暮らしのお年寄りは、会話相手がテレビです。このシステムでは、そんなに30分も1時間も会話はしていただけないけれども、どんなときでも、夜中であろうが、どんなときでも寂しいときには電話して、一応の会話はしていると。大変すばらしい利点があると僕は思います。

私も、88と82で他界した義理の親と一緒に住んでおりましたが、よく父親の方が、年をとると一番寂しいのは孤独感にかられることだとよく言うておりました。こういう点

においても、民生委員の方が訪問されたり、いろいろ対応されていますけれども、夜の夜中に訪問はないと思います。孤独感や寂しさ、そういうものは、不安感はいつ何どき訪れるかわかりません。これを24時間対応してくれるわけであります。

ちょっと、もう一つ聞きますが、最初の答弁で事業の拡大を検討したいということがありました。現行のシステムで拡大ということを言われたんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） そのとおりでございます。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 先ほども質問で、第一協力員、第二協力員の実態もつかめていない、莫大である、その必要性があるかないかもどうかと言われた答弁のとおりだと、私は今の答弁はそれにつながるのだと思います。

どんどん世の中は進展しております。アナログからデジタルへ、ワープロからパソコンへと、どんどん転換されております。今、部長が答えた答弁は、ワープロをベースに拡大を広げていこうというのと全く何ら変わりはないと、私は思います。時代や高齢者の実態、もっときちんと把握して、事業をやるならやるで中身をきちんと把握した上で、何が一番今ふさわしいのか、何が一番即しているのか、そういった事業が私は真の福祉事業ではないかと思えます。どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） その点につきましては、現在の緊急通報装置というのは、地域のコミュニティをそこで支えるシステムと考えております。したがって、今、議員がおっしゃいますように、そのシステムにコミュニケーション能力まで加えるということは、今の電話世代が、電話の向こうの顔の見えない人間と話すのがいいということになれば、それはあり得るかもしれませんが、我々は今現在、地域では、人と人との関係として、民生委員さん、あるいはそれに協力していただけるボランティアの方、協力者、そういう方の、人とのネットワークがあります。この人とのネットワークが、最終的には、いわゆる独居でおられる高齢者の生活の上では慰めになるのではなからうかという思いがありますので、現時点では、いろんな活動を地域でしていただいております。ですから、現行システムをそこまで上げるということについては考えておりません。

議長（行重 延昭君） 11番。

11番（三原 昭治君） 何か先ほどの運動場の利用の最初の答弁とよく似たように私は聞こえます。もっと前向きに、先進的に物事を考え、通告を受けてから一応調査をいたしましたではなく、既に22市町のうちやっていないのが4市1町ということは、他市は

どんどん、余り僕は他市と比べるのは好きじゃないんですけれども、どんどん先進的な考え方で、お年寄りの実態やニーズに即した支援を行っているわけであります。私は、何か福祉行政が口ばかりで、先ほどまた地域のコミュニティ、ネットワークと言われましたが、先ほど説明しましたけれども、夜の夜中にコミュニティのネットワークが活用できれば、私は十分うれしいなと思いたしますが、そういうわけにはいきません。これから、どんどん高齢社会になりますが、高齢者の気持ちをもっと把握して、高齢者の思いをもっとつかんで福祉行政に携わっていただきたいと。ぜひこれは研究して、どんなものかということをもっと認識を持っていただきたいと思いたしますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 時間がオーバーしておりますので、切ってください。一言でお願いします。

11番（三原 昭治君） 同僚議員から、もう時間だというブーイングが来ましたので、この辺でやめますが、私はこれは大事なことだという思いで一般質問しております。大変残念です。

最後になりますが、前例、事例という古い旧体制以前の頭を切りかえて前向きに、とにかく前向きに取り組んでいただき、調査・研究をして、それから結論を出す、そういう姿勢で、前例、事例ありきではなく、そういう柔軟な頭で対応していただきたいということを要望し、最後に一つだけ市長さんに事例を御紹介して終わります。

それは旧美和町のことですが、ひとり暮らしの80過ぎのお年寄りの女性が、夜中に緊急通報されました。オペレーターが救急車を手配し、到着まで電話の向こうから励まし続け、救急車の到着と同時に子どもさんに連絡、その子どもさんは搬送先の病院に駆けつけ、残念ながら翌朝、お年寄りは息を引き取られたそうです。後日、そのお子さんが、システムを運用しているところへ訪れ、だれもない部屋で母を一人寂しく死なせずに済みましたと、お礼に行ったところ、お礼を言うなら、このシステムを設置した町長さんという話です。この項を終わります。

私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、11番議員の質問を終わります。

ここで昼食のため13時まで休憩いたします。午後は1時から開会したいと思います。よろしく願いいたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は29番、田中健次議員。

〔29番 田中 健次君 登壇〕

29番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、交通バリアフリーについてであります。

私は、市議会交通網整備促進対策特別委員会の一員として、11月に福井県敦賀市、鯖江市、石川県金沢市を行政視察し、敦賀市では交通バリアフリー基本構想について学んできました。昨年の交通網の特別委員会の行政視察でも、茨城県日立市の交通バリアフリー基本構想について視察をしてまいりましたし、今回はコミュニティバスや総合交通計画を視察した金沢市も、交通バリアフリー基本構想を策定しておりました。これらの視察を通じて、私は、防府市も交通バリアフリー基本構想を策定することが必要だと感じました。

2000年、平成12年5月17日、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、通称交通バリアフリー法が公布され、同じ年の11月15日に施行されました。この法律の趣旨は、高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を目的に、1つ目は駅、バスターミナル、旅客船ターミナルなど旅客施設のバリアフリー化、2つ目は鉄道車両、バス、旅客船など車両等のバリアフリー化、3つ目は、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区における旅客施設周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化、これを重点的かつ一体的に推進することとされています。

法律の基本的な仕組みとして、第1に、主務大臣はバリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を作成します。

第2に、交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等を新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船などを新しく導入する場合に、バリアフリー基準（移動円滑化基準）への適合を義務づけています。

第3に、市町村は国の方針に基づき、一定規模の駅、すなわち一日の利用者数が5,000人以上の旅客施設などを中心とした地区を重点整備地区として、その地区について駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする基本構想を作成することができるとしています。これは、いわゆるできる規定であります。そして、一日七、八千人以上が利用するJR防府駅は、5,000人以上の旅客施設としてこれに該当します。

第4に、市町村の基本構想が策定された場合、交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、基本構想に即して事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施するものとされています。この規定は、交通事業者など各事業主体に対し、基本構想に基づいて事業を実施する責務を法律に明記したものであり、実効性を担保する上で大きな意味を有するものとなります。

第5は、安心して公共交通機関を利用できるように、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供することとしています。この規定を受け、交通バリアフリー情報提供システム、らくらくおでかけネットが交通エコロジー・モビリティ財団のホームページで2002年、平成14年1月25日から本格運用されています。

国土交通省のホームページによりますと、ことし10月末現在で、一日の利用者数5,000人以上の旅客施設が所在しない市町村も含めた基本構想の受理件数は255件となっていますし、また、ことし3月に国土交通省が実施した調査では、一日の利用者数5,000人以上の旅客施設が所在する市町村524市町村中200市町村が基本構想を策定済みであり、既に協議会等を設置し、基本構想の作成に着手している市町村が10市町村、今年度または来年度中に着手予定が14市町村、時間は未定であるが、将来的に作成予定の市町村が158市町村、作成予定のない市町村が142市町村となっております。

先ほども述べましたが、市の基本構想が策定された場合、交通事業者、道路管理者及び県公安委員会は、基本構想に即して事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施するものとされています。この規定は、各事業主体に対し、基本構想に基づいて事業を実施する責務を法律に明記したものであり、実効性を担保する上で大きな意味を有します。

ところで、交通バリアフリー法は、同法附則第3条の規定を踏まえ、法施行5年後の見直しにより、より総合的、一体的な法整備を構築するため、現行の交通バリアフリー法とハートビル法の施策に加えて、基準への適合を義務づける対象を新たに道路、路外駐車場及び公園施設をつけ加えるなどの内容を盛り込んで、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、略称バリアフリー法として、ことしの6月21日公布され、この12月20日に施行される予定となっていますが、市町村の作成する基本構想は、これまでどおりの位置づけがなされています。

そこで、第1に、交通バリアフリー法あるいはバリアフリー法に基づく基本構想を防府市も策定すべきではないかと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

第2は、JR防府駅のバリアフリー化についてであります。

新設の場合のバリアフリー化の基準の内容として、駅の出入り口からプラットホームへ通ずる経路については、交通バリアフリー法の移動円滑化された経路とされ、原則として

エレベーター及びスロープにより高低差を解消することとされています。構造上の理由により困難な場合は、エスカレーターでかえることができるとされています。JR防府駅は1993年、平成5年10月に下り線が開通し、駅としては新しく、建設当時はそれなりの施設ではありました。エスカレーターは上り用として1台だけの設置でしたが、車いす対応の施設です。ただ、当時から幾分疑問もありました。

1993年12月には、障害者団体が車いすで徳山から下関まで行かれるのに、途中、防府駅でおりて改札を出て、再度駅のホームまで上がって列車に乗車していかれるという行動をとられ、当時の社会党市議団が防府駅でこの行動に参加して、駅の利用しやすさを体験調査しました。

ホームから改札口までおりる際には、まず駅員さんが、下でエスカレーターの入り口にチェーンをかけて一般の乗客をシャットアウトします。エスカレーターを通常の上りから下りに切りかえ、エスカレーターのステップ板が3段平らになる箇所で停止させ、そこにはつめが出て車いすがずれないようにするのですが、車いすを押しそのステップ板に移動させ、エスカレーターのスイッチを入れて下におろすわけですが、車いすの方はちょうどエスカレーターの下を上から見おろす形となるため、恐怖感を持ち、介助の人が車いすの下側で視界を遮って、車いすを支える体勢になります。このステップ板が3段平らになる箇所はエスカレーターに1カ所しかなく、上から下におりて、また上まで上ってくるのにかなり時間がかかりました。

そして、車いすで利用するときはずっとチェーンをかけて、一般の乗客はシャットアウトする形になるので、ふだん利用される一般の乗客に思わぬ迷惑がかかります。そのときも高齢者の方が来られて、エスカレーターを利用できなくて列車に乗りおくれるという大変申しわけない経験もしました。

また、車いすでエスカレーターを利用するのは随分時間がかかり、障害者団体の方々も次の列車に乗る予定だったのが間に合わずに、もう一つ後の列車に乗ることとなりました。駅員の方には随分親切に対応していただき、また手を煩わし、大変感謝をしたのですが、エスカレーターで車いすの方が移動するのは、最新の設備でも非常に難しいものを当時感じました。

私は、その後、1996年、平成8年の3月議会一般質問で障害者にやさしいまちづくりについて尋ね、その最後に、防府駅のエレベーターの設置について、当時の障害者プランに絡めて事業者との協議などで対応してほしい旨を要望いたしましたが、私自身の取り組みも不十分なまま、そのままの状態です。今日まで来ております。

今回の交通網特別委員会の視察の途中、新大阪駅ではエレベーターがかなり新しく設置

されているのも実際に見てまいりました。また、国土交通省が11月30日に公表した鉄軌道駅のバリアフリー化の状況（らくらくおでかけ度一覧表）がホームページに示され、一日の平均利用者数5,000人以上の鉄軌道駅を中心として、鉄道事業者97社の協力により、全国3,938駅のバリアフリー化の状況をまとめています。このらくらくおでかけ度一覧表は、交通エコロジー・モビリティ財団のらくらくおでかけネットの内容をまとめたものですが、これによれば、車いすを使用される方が単独で利用可能な駅、これを星3つで表示していますが、3つ星の駅は3,938駅の49.2%に当たる1,937駅となっており、昨年より24駅増加しているとしています。JR防府駅は、簡単な介助が必要な駅として、星2つとなっています。星2つの駅は全国で556駅。段差が残っているとし、星1つの駅は全国で1,445駅という結果です。山口県内では、JR下関駅、岩国駅が、防府駅と同じ星2つ、新下関駅、新山口駅、徳山駅は星1つとなっています。星3つの駅の数で見ると、広島県は7、岡山県は3、島根県は1、鳥取県と山口県はゼロであり、山口県内のバリアフリー化のおくれが示されている気がいたします。

今後、JR防府駅のバリアフリー化を進める上で、エレベーターの設置を求めていくことが必要と思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

2番目の質問は、「ふるさと考古館」（仮称）についてであります。

旧図書館の整備については、これまでも多くの議員が一般質問で取り上げられてまいりましたが、去る11月24日の市議会教育民生委員会の所管事務調査で市の考え方が示されました。それによれば、旧図書館をふるさと考古館（仮称）として改修し、出土遺物等の適切な保存管理に努めるとともに、展示コーナーを設置し、文化財講座や講演会、子どもの歴史教室等を通して文化財に関する総合的な学習ができる施設として市民に開放していくとしています。このような基本的な考え方には大いに賛同するものですが、具体的な改修計画を見ますと、かなり問題があるように思えます。

計画では、これまで市民が講演会や講座などで使っていた旧図書館の3階視聴覚室と、すぐ隣の第2会議室、同じ3階の参考室は収蔵庫として使う。展示室は資料整理室となるほか、2階の視覚障害者室は遺構保存室、同じく2階の会議室は図書・資料室としてふさがってしまいます。

市民に開放されるのは、2階の児童書のコーナーが子どもたちの体験学習や文化財講座や講演会等、生涯学習施設として利用できるのと、また、同じ2階の一般書のコーナーのおよそ半分が展示コーナーとして常設展示、企画展示などで市民に公開されるのです。そのほか、3階のこれまで学習室として高校生がよく使っていた部屋を図画・写真、市史資料収蔵室として、ここで市民への資料等の一般公開をすることで市民に開放されるに過ぎ

ません。

こうして見ると、玄関などのロビーや通路、階段、便所などを除いて、これまで図書館として市民がさまざまな形で利用してきた面積のほぼ4割程度しか、新しい「ふるさと考古館」では市民に開放されないこととなり、これまで市民が利用してきたおよそ6割程度のスペースは、収蔵庫などに占領されてしまいます。

これまで市民が直接利用することがなかった書庫や館外奉仕室、事務室、車庫などは、適切な改修をして、新たな「ふるさと考古館」の施設として利用することは当然ですが、3階の視聴覚室は収蔵庫にするのではなく、現状のまま講座や講演会ができる生涯学習の施設として使うべきではないでしょうか。2階の児童書のコーナーや一般書のコーナーは、これまで開架スペースとして利用されてきており、展示スペースとして使用すべきではないでしょうか。3階の参考室も、収蔵庫にすべきではなく、市史編さん資料や参考図書の一部屋として、市民への資料等の一般公開の場所とすべきではないでしょうか。

教育委員会が所管事務調査で示した資料には、こう書いてあります。

防府市は、古代から近世にかけて周防長門の政治・経済・文化の中心地として発展し、現在、市内各地に数多くの史跡や名勝があり、国宝や重要文化財が残されている。昭和36年から始めた発掘調査は継続中であり、現在160次を数え、数多くの遺物が発掘されている。中でも河原石に人面が墨で描かれた人面墨書石や、木に戸籍が記載された戸籍木簡、誕生時の釈尊をかたどった金銅誕生仏等は、他市に例を見ない大変貴重なものである。しかしながら、このような多くの出土遺物は、展示施設がないため、周防国府跡発掘事務所のプレハブ倉庫、競輪局旧選手宿舎、旧消防倉庫等への分散保管を余儀なくされ、市民の目に触れることはほとんどないのが現状である。途中略しますが、近年、市民の教育・文化への関心、特に郷土の歴史や文化について関心はますます高まってきており、実物の資料を直接目で見て、触れて確かめ、学習することができる施設の設置が強く要望されている。

このように書かれながら、その中核となるべき展示スペースは、委員会に示された素案では、わずか180平方メートル程度しかなく、旧図書館の建物延べ面積のおよそ3,000平方メートルのわずか6%程度にしかありません。これでは市民の期待を大きく裏切る計画と言わざるを得ません。なぜこのような素案となるかと考えれば、膨大な量の発掘された遺物を無理やりに旧図書館に押し込めようとするからであります。遺物の収蔵庫は本来別に設置するのが筋ではないでしょうか。私が昨年8月に行政視察をした兵庫県豊岡市の但馬国府・国分寺館では、展示スペースが全体の半分、学習施設が4分の1、収蔵庫が4分の1で、そこに収蔵できない資料は別の場所の収蔵庫に保管され、博物館で

は展示にふさわしい資料を中心に収蔵するとしておりました。

昨年、教育民生委員会が行政視察した豊前の国府・国分寺があった福岡県豊津町、現在は合併してみやこ町となっておりますが、その歴史民俗資料館、現在は名称が変わって博物館となっておりますが、そこでも資料館内の収蔵庫とは別棟で収蔵庫が設置されておりました。旧図書館は外壁に光沢のあるカラータイルが張ってあるなど、市のさまざまな施設の中では相対的にグレードの高い建物だろうと思います。そういうグレードの高い建物であるだけに、遺物収蔵庫が中心的な施設となり、生涯学習的な部分と申しわけ程度の展示スペースでは納得がいきませんし、もったいないと思います。

防府市が国府・国分寺記念館、歴史博物館、民俗資料館などの建設計画を近い将来に持っているのであれば、旧図書館の大部分を収蔵庫に使うのも少しはわかりませんが、そんな計画が近い将来にないのですから、旧図書館の児童書や一般書のコーナーを展示スペースとして活用し、他市に類例のない、さまざまな出土遺物を見ていただける展示施設にするのが望ましいのではないのでしょうか。児童書と一般書のコーナーをすべて展示スペースにしたとしても、約600平米程度で、建物延べ面積の20%程度にしかなりません。土器等の遺物の収蔵であれば、倉庫的な収蔵庫が比較的低いコストで建設できます。重要な遺物はもちろん、旧図書館の書庫などを改修して、大切に保管すればよいでしょう。グレードの高い建築物である旧図書館を倉庫がわりに使うのは、どうも納得がいきません。また、防府市の見識が疑われるのではないのでしょうか。

そこで、以下4点について質問をいたします。

第1に、ふるさと考古館の素案では収蔵庫がかなり広くとられ、展示スペースが余りにも狭過ぎる案であり、展示スペースを三、四倍に拡大すべきではないかと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

第2に、もし遺物収蔵庫のスペースが足りないのであれば、長期的な視野に立ち、建築コストのかからない倉庫のような収蔵庫を新設し、ここに収蔵すべきではないかと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

第3に、生涯学習施設として、市民が刊行物、参考図書、古文書等を利用できるように、公開、閲覧が可能な配置とすべきではないかと思いますが、市の御見解をお伺いいたします。

第4に、少し将来の課題になりますが、休館日、開館時間についてどう考えておられるのですか。土曜日と日曜日は開館し、ソラールと同じように月曜日を休館日とすべきではないかと思いますが、この点についても市の御見解をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 29番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、交通バリアフリーについての御質問にお答えをいたします。

まず、交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定すべきではないかとの御質問でございますが、議員から御説明がありましたとおり、バリアフリーなどに関する法律として、主なものが2つございます。

平成6年、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆるハートビル法が制定され、多くの人の利用が想定される建築物の建築に際し、高齢者や身体障害者が円滑に建築物を利用できる措置を講ずることが努力義務とされ、平成15年には同法の改正により、一定要件施設のバリアフリー化が義務づけられました。

また、平成12年には、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法と言われるものが制定され、あらゆる人が公共交通施設を使う場合の安全性、利便性を確保するため、公共交通事業者や地方自治体を対象に、バリアフリー化の基準が定められました。この中で、市町村は、国の基本方針に基づき、当該市内の重点整備地区について基本構想を定めることができるとされているところでございます。

また、国においては、本年、この二法を廃止し、これらにかわるものとして、前二法の考え方を継承し、発展させた新たな交通バリアフリー法、法律名は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を制定され、本年中に施行されることになっております。本市といたしましても、今後はこれに沿ったまちづくりを進めていくことが必要であると考えております。

これまでの本市における具体的な取り組みにつきましては、本市では、基本構想こそ策定しておりませんが、従前の2つの法律に基づき、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを進めてまいりましたので、駅周辺や公共施設などにつきましては一定のバリアフリー化は整いつつあると考えているところでございます。また、中心部につきましては、安心歩行エリアを定め、県や県公安委員会とも連携しながら歩道のバリアフリー化なども実施しているところでございます。

しかしながら、なお一層、高齢者や障害者の方にやさしいまちづくりを推進することは必要であると考えておりますので、新法の趣旨にのっとり、またこれに基づき制定される国の基本方針の内容にも沿って、基本構想の策定を含め、施策につきまして種々検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ＪＲ防府駅のバリアフリー化についてでございますが、さきに申し上げました新たな交通バリアフリー法において、新駅設置の場合は義務として、既存の駅の場合は努力義務として、施設を法の基準に適合させることとされ、また、この法に基づく国の基本方針案におきましても、利用者５，０００人以上の駅については２２年度までにエレベーターまたはエスカレーターを設置することを原則とするなど、移動等円滑化を可能な限り実施することとされております。

ＪＲ防府駅は、利用者５，０００人以上の駅に該当するわけでございますが、施設につきましては、連続立体交差事業に伴う駅舎の整備の際、高齢者や障害者の安全、利便性の確保のため、既にエスカレーターが設置されるなどしているところでございます。

しかしながら、エスカレーターの利用につきましては、議員御指摘のとおり、利用するために手間や時間がかかり、安全性、利便性などの面から使いにくいとの声があることも承知しているところでございます。

そこで、エレベーターの設置を考えてはどうかということになるわけでございますが、これはＪＲ西日本が実施主体となること、施設整備には国や県、市を含めて財政負担も生じるものでもありまして、関係者の協議が必要であろうと思います。また、防府駅の構造上、具体的な設置場所をどこに確保するのかといったことなども検討が必要であろうかと存じます。

いずれにいたしましても、高齢者や障害者の方の一層の安全性、利便性の確保という観点から、防府駅へのエレベーターの設置をぜひとも実現したいと考えておりますので、これに向けて、ＪＲ西日本をはじめ関係者と協議を行ってまいります。

残余の質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） ２９番。

２９番（田中 健次君） 防府駅については、駅の連続立体交差、あるいはそれに伴う区画整理、再開発、そういった形でかなりバリアフリーについては実現をしているのではないかという気がいたします。

ただ、障害者の目で見るとか、あるいは経年変化というような、そういった問題も出ておりますので、基本構想をつくる中で、そういったいろんな関係の方を巻き込んで、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それから、エレベーターについては随分市長の前向きな力強い御回答があったわけですが、バリアフリーのこういったものについては国が３分の１、ＪＲが３分の１補助をするというような形のものができていて、あと、県と市が６分の１ずつ負担をするというような形で一定の財政の負担に対するものが示されておるようですので、防府市単独でという

ようなことにはならないわけですから、ぜひこういったことを検討されて、構造上、なかなか難しい面はあると思いますけれども、私は素人判断ですけれども可能ではないかと思っておりますので、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいということを要望して、この項の質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、「ふるさと考古館」（仮称）について、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） お答えいたします。

まず、旧図書館の利用計画の中で、展示スペースを三、四倍に拡大すべきではないかの御質問についてお答えいたします。なお、（仮称）ふるさと考古館という名称につきましては、旧図書館の利用計画にふさわしいものとするべく、現在、検討中であることを申し添えておきます。

本市での文化財としての出土遺物は、御存じのとおり、周防国衙跡発掘調査事務所のブレハブ倉庫外2カ所に分散保管されており、遺物保管に不安な状況が続いているところであります。

旧図書館の使用方法につきましては、庁内においてアンケートを実施し、さまざまな提案もありましたが、検討・協議しました結果、出土遺物を保存管理する場としての結論に至ったところであります。

今回、旧図書館を改修するに際し、出土遺物の収蔵を第一の目的としておりますが、一部に展示コーナーを設置するとともに、2階の旧児童図書室を文化財講座や子どもの歴史教室、またソラールとの共同利用を行うことにより、生涯学習の場として整備する計画で現在、検討・協議を重ねております。なお、出土遺物を収蔵するため2階から4階までの書庫や旧参考室及び旧視聴覚室を収蔵庫として使用し、また、旧会議室や旧学習室等に市史や市史編さん資料、参考図書、遺構等を保管する計画でございます。

御質問の展示コーナーを三、四倍に拡大することにつきましては、出土遺物等の収蔵スペースが大部分を占めることとなり、また、年々、出土遺物の保存スペースが必要となることから、展示スペースは限られたものとなりますが、本年9月にアスピラートで開催し、好評を博した周防国府展と同様の企画展も、先ほど申し上げました生涯学習の場としての旧児童図書室を含めて開催することを考えておまして、今後とも市民の皆様に広く、防府の文化財を紹介してまいりたいと考えております。

次に、遺物収蔵庫を新設すべきではないかの御質問についてお答えをいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、旧図書館は収蔵を第一の目的としており、新設する計画はございません。

3番目に、刊行物、参考図書、古文書等の公開、閲覧が可能な配置とすべきではないか

の御質問でございますが、刊行物や参考図書、市史編さん資料、写真、古文書等の公開、閲覧につきましては、2階に閲覧コーナーを設け、希望される方々の要望にこたえてまいりたいと考えております。

最後に、休館日、開館時間についての御質問でございますが、計画では平成20年3月の開館を目指しておりますが、多くの市民の方々に利用していただけるよう、休館日、開館時間につきましては、今後、検討してまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 29番。

29番（田中 健次君） 今、御答弁いただいたことは、基本的に、この前、議会の教育民生委員会の所管事務調査で述べられたことと一緒になんですが、1つ違うのは、3番目に御回答いただいた閲覧の場所ですね。今、2階の閲覧コーナーという形で言われましたが、この前、所管事務調査のときにいただいた資料では、「3階の学習室に図面、参考図書、写真、市史資料を収蔵する。（参考図書については可能な限り一般公開とする。）」というふうに記述してありますし、私が「2階で閲覧するのはどうか」ということを質問した際に、「いや、2階でなくて3階で」というふうに言われたんですが、それは教育民生委員会の所管事務調査以降、2階と3階が考え方が変わったということでしょうか。まず、それが第1点。

それから、書庫にコンテナが、今までの議会の答弁の中で、全体で8,800箱あると、コンテナで。縦が34センチ、横が54センチ、高さ15センチのコンテナに換算して、国衙跡の発掘事務所に約6,000箱、それから競輪局の旧選手宿舎に2,000箱、旧消防の倉庫に800箱、合わせて8,800箱あるというのが、ことしの3月議会、議員の一般質問に対する答弁で、今、多少それからまた数が増えているかもしれませんが、書庫の部分に大体どれぐらい、何箱ぐらい入るのか。この2点について、まず最初にお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 教育民生委員会の所管事務調査において、3階においても公開、閲覧というような形も可能ではないかという話を確かにいたしました。現在、いろいろ運用方法等も検討もいたしております。人員配置といったような問題もいろいろと考えておりますが、一番効率的であるのは、2階に閲覧したい文書を持っておりて、そこで見てもらうというのがいいのかなという案が、またいろいろ出てまいりまして、現在、これも検討中ということでございます。

それと、書庫の保管箱数でございますが、書庫は図書館の2階から4階まで、3段になっておりますが、全部で4,900箱入るであろうという想定をいたしております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 29番。

29番（田中 健次君） 閲覧の場所については、そういう形で流動するということだと思ふんですが、閲覧と同時に、閲覧をすれば、コピーとかそういうものをとるとということが必然的に出てまいりますし、場合によったら、県の文書館でしているような、コピーできないものについては写真を撮って持って帰ってもらふと、こういうこともあると思いますので、こういうことができるようなスペースを確保していただくように思いますが、そういった点で考えると、2階というのは私は非常に難しいのではないかとこのことを意見として申し上げておきたいと思ふます。

それで、あと大きな問題は、全部で8,800箱あるうちで書庫に4,900ぐらいしか入らないだろうと、そういう形で収蔵庫が書庫におさまらないで書庫からはみ出してきていると、こういう状況だと思ふますが、こうなるということは、私ひっくり返して大方の方が予想外の、文化財の担当者、担当の課というものはそういうことは多少予測しておったのかもしれませんが、私などはやっぱりそれだけ遺物がたくさんあるということについて非常に、不勉強を恥じるわけですけれども、予想外であったわけでありませう。そういうのはみ出したものを無理やりに押し込めるということで、今回のような、非常にちょっとどうかと思ふような案になったわけですね。

例えば書庫を整理して遺物を置けるようにするというのは、非常に合理性のある考え方だと思ふます。これは市長の3月議会での山本議員の質問に対する答弁の中で、市長さんもこういうふうに言われております。「現在使われている図書館は、書架が重量に耐えられるものでございますし、あの閲覧室なりを利用していけば、そのようなものも展示できるのではないかと。書架が重量に耐えられるというのは、そこに遺物を保管できるという意味で、その前の文章から言っているわけですけれども。「あるいは、三田尻御茶屋にある海洋民俗資料などの資料もあわせて、そちらの方へ持っていくことによって、市民の目に触れていただくことも可能になるのではないかとというような感じでございます」ということで、これは三田尻御茶屋の分はとても入らないので、教育民生委員会の中には塩田公園の方になんという形だったわけですねけれども、そういった形でされておりますし、あるいは9月議会、三原議員の質問に対して同じように、これは市長としての考え方ということで、松浦市長が、「教育委員会のお考えというものが、文化財埋蔵、あるいは文化的な歴史民俗資料館のような感じのものに、教育委員会ではお持ちであるということも承知しておりますし、私自身も個人的には、そういう形が一番いい方法ではないかと。8,000箱になんなんとするだけの資料が、台風が来るとどうなるかわからない状態の

ところに管理されている。あるいは、ほかのところに分散して管理されているということ自体、異常な状況が長年続いておりますので、この際、書架を活用した形で収納し、そしてその中から、すばらしいものを、ちょうど今、アスピラートで周防の国府展というものを開催しております。私も先般見学してまいりましたが、実にすばらしい内容でございます。ああいうふうな形のものを、その都度、若干いろいろな品物は入れかえながら、展示していけるスペースも、今の図書館の中にはスペースとして十分考えられるわけでございますので、そういう方向を私自身は持っております」。私、田中も、こういうふうに、市長が考えられると同じような形で、イメージですと持っております。

ところが、現実はこの前示された案は、それとはかなり似ても似つかぬようなものが示されたわけでありまして。壇上で申し上げましたように、昨年、2つのそういう国府・国分寺があるような自治体の館を行政視察いたしました。会派の政務調査費で行った分、あるいは教育民生委員会でいった分ですけれども、豊岡市、これは先ほど言いましたけれども、但馬国府・国分寺館という形で、これは今、合併して豊岡市ですが、旧日高町という豊岡市の周りの町がつくったもので、建築面積が1,464平方メートル、鉄骨づくりでありますけれども、その約半分が展示スペースだと思っておりますので、細かな明細の数字が上がっておりませんけれども、600から700平米あったと思っております。

それから、教育民生委員会が昨年行きました豊津町、これは豊前の国府・国分寺があったところですが、豊津町は人口9,000人足らずの町であります。ちょうど視察したときは企画展を開いておりまして、展示室と企画展示室を合わせて600平米ありました。ちょうど今、児童書の分と一般書の分を合わせたところ、それに入り口のところにホールがありまして、そこにも若干の、200平米のホールがありましたから、またそこにもちょっとした展示がありましたので、それぐらいの600から800近いそういうオープンなスペースがあるということになります。

それから、先ほどから言われております国府展、昨年開かれましたアスピラートの国府展は、あそこの展示ホールは、ふだんA、B、Cで3つに区切って使うこともできますが、3つ一緒にすると450平米なわけでありまして。そういうことで、ちょっと展示スペースが180前後というのは余にも展示スペースとして少ないということですが、収蔵庫はやっぱり展示施設内のほかに別につくるべきというのが一般的なものじゃないかと思っておりますが、収蔵庫をつくる計画がないということですが、計画がないのでそういう費用の見積もりとかはされていないかもしれませんが、もしそういうものを資料でお持ちであれば、ちょっと御回答をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 収蔵庫の建設の経費については、見積もり等もっておりません。

議長（行重 延昭君） 29番。

29番（田中 健次君） 豊津町は、資料館を収蔵庫と2つの建物があるわけです。豊津町の資料館、先ほどの、教育民生委員会が行ったところですが、資料館、現在は博物館ですが、その本体は鉄筋コンクリートづくりで、屋根が本かわらぶき、外観は磁器タイル張りという形になっております。収蔵庫は、当然そんな立派な施設でなくていいわけですから、軽量鉄骨づくりの平屋づくりと。もちろんその中には、収蔵する部分とあわせて薫蒸をするだとか、あるいはその中にもトイレがあるとかというような設備もついているわけですが、やはりそういうことを考えていくべきではないかと思えます。

今、示されているような図面、多少軽微な変更はあるのかもしれませんが、この図面で完成したら、市民の期待を裏切るものとなるのではないかと思えます。

ことしの3月議会、山本議員の質問、こういう質問です。旧図書館をそういう文化財の施設として使うと。それとは別に、本格的なそういう博物館をつくる考え方があるのかどうかということをお山本議員は尋ねられましたが、市長は、「新たにどこかの場所に、仮称でございますけれども、歴史博物館なるものをつくるということになりますと、これは大変なお金がかかってくることにもなるかと思えます。博物館ということになりますれば、ほかのものなども収納していく、そうすると、その保存を考えていくためのあらゆる設備も必要になってくるなどなど考えていきますと、ちょっと私の頭の中では考えが及ばない部分がございます」という形で、本格的な博物館をつくるということについては、今時点では余り議論の対象になっているだとかいう話も聞きませんし、市長のそういうものをつくるということに対する消極的な考え方も、そのまま今示されておられません。

しかしながら、防府でこういった歴史資料館的な、あるいは文化財の施設をつくるということについては、以前から非常に多くの市民の声が寄せられております。

そういうこともありますし、図書館を使うということで、市長がマニフェストという形で御自身の後援会の機関紙などに発表されております。一番早いのが、「青眼」第44号、2005年8月10日、3戦出馬の決意を表明いたしましたという裏に、松浦市政2期8年の実績とマニフェストという形がありまして、その中に「現図書館をふるさと歴史資料館（仮称）として整備します、直ちに」と、こう書いてあります。全部で21あるうちの1つの項目ですが、そうなっております。あるいは、市長が後援会員の入会を募る、こういったカラーのリーフレットにも、同じように「現図書館をふるさと歴史資料館（仮称）として整備します、直ちに」というふうに表示されておりますし、同じ講演会の活動報

告誌、「青眼」第45号、ことしの1月10日のものにも、中に「現図書館をふるさと歴史資料館（仮称）として整備します、直ちに」というふうに書いてあるわけです。

今回の教育委員会の案のままでいけば、市長が市民から不信感を持たれるんじゃないか。せっかくこういう形でふるさと歴史資料館というものをうたいながら、それが、言ってみればわずか180ぐらいの狭い展示スペースしかない、それがマニフェストがあらわれた姿だという形になれば、これは市長が市民から不信感を持たれる一つの材料になりませんかというふうに私は大変心配をいたします。財政が厳しいといっても、1年で整備ができれば2カ年という整備の方法もありますし、収蔵庫を別につくって、もとの書庫に入らないものは入れると。そうして展示スペースを確保するということが必要ではないかと思えます。

市長は、旧図書館とは別に、本格的な博物館は考えが及ばないという、そういうことを述べられたわけですから、しかし、そういうふうに述べられて、今回の新しい施設が今の計画のまま不十分な施設になるんだったら、本格的な博物館をつくれという声が、これは市民から自然発生的にわき起こってくるんじゃないかと思えます。

先ほどの豊岡市、旧日高町は約10億円、建設費だけがかかっております。防府市であれば、土地代もひっくるめて20億とか、あるいは規模によりますが、もっと金がかかるというような本格的な博物館になるんじゃないかと思えます。土地は、最近は生涯学習時代で、まちの中心部につくる方がいいという考え方に私も今立っておりますから、そういう意味では、駅北の国鉄官舎跡地などは大変いい場所であるというふうに思いますが、そういった声が上がってくるんじゃないかと思えます。

なぜグレードの高い建物を倉庫として使うのか。倉庫は安くつくることができるわけですよ。そうやって豊津町も、建物本体は立派なかわらぶきにして、外観はタイルを張ってしているわけです。防府図書館もそういうふうに転用するのにふさわしい施設です。そういう形で、収蔵庫の方は軽量鉄骨で安くつくるといって形をしております。ぜひ、教育委員会に預けるのではなくて、市長のリーダーシップで市長のマニフェストをぜひ実行してほしいと、こういうふうに申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 以上で、29番議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は24番、山下議員。

〔24番 山下 和明君 登壇〕

24番（山下 和明君） それでは、通告の順に従って質問いたします。

最初は、生活衛生として、犬の登録と狂犬病予防注射についてであります。

厚生労働省は、11月16日、京都市の60歳代の男性がフィリピンで犬にかまれ、帰国後に狂犬病を発症したと発表し、22日には、横浜市で、フィリピンに滞在し、一時帰国した男性60歳代が狂犬病を発症したと発表いたしました。調べでは、狂犬病ウイルスは、ラブドウイルス科のリッサウイルスに属し、ほぼ世界じゅうに存在するウイルスで、すべての哺乳類に感染し、発病した動物をほぼ100%死亡させる大変恐ろしいウイルスとあります。

日本では、犬にかまれて狂犬病を発症した人は1955年以来おらず、狂犬病の犬も1957年以降見つかりません。しかし、世界に目を向けると、発生が見られない国は日本を含め10余りの国で、西ヨーロッパやアメリカなどの先進国でも見られる病気があります。人の死亡報告は年間3万5,000から5万件と推定され、世界では狂犬病は広がりつつあると言われていています。海外からの犬の輸入は年々増加傾向にあることから、日本でも狂犬病の危険がなくなったとは言えません。狂犬病を撲滅させるため、我が国では狂犬病予防法を制定し、飼い犬の登録と年1回の予防接種、放し飼いの禁止、野犬の捕獲、輸出入動物の検疫については国挙げての防疫体制をとっています。それを受けて、防府市でも狂犬病予防法施行細則によって、狂犬病の発生を防ぐため、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を義務づけ、毎年4月に実施しております。

そこで、お尋ねをいたします。

現在、犬の登録数は何頭で、それに対し、本年、狂犬病予防注射を受けた件数と接種率はどの程度だったのか。そして、登録されていない犬の頭数を含めれば、どの程度の接種率と推定しておられるのか、お伺いいたします。また、犬の登録、接種率を上げるため、どのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

提案であります。犬の登録、接種時期の前に、周知を図るため、犬の登録と狂犬病注射の義務を求める内容のポスターを設置されるとよいと考えますが、当局の御所見をお伺いいたします。

次は、野犬への対応についてであります。

人間の身勝手に捨てられた犬が、子を産み、野犬となり、野犬の多いと思われる地域では不安、苦情が生じております。苦情の一例を紹介しますと、早朝の新聞配達の方から、野犬が何頭も群れているので怖い。子どもにかみつけないか心配しています。バイク走行中、野犬が飛び出し、接触して横転、骨折した。野犬にえさを与えている人に注意したところ、反対にどなられ、嫌な思いをした青年もいます。

そうしたことから苦情が寄せられていると思いますが、野犬の実態をどう把握しておられるのか。野犬に対する保護等は県の業務であります。安全・安心のまちづくり推進の

立場からして、市民からそのような事柄、苦情について、どのように対処しておられるのかお伺いいたします。

次は、学校所蔵の貴重な品々の保護についてであります。

教育が近代的な性格を有するようになったのは維新以降のことではありますが、特に明治5年に公布された学制は、日本教育史上、画期的な意義を有するもので、本市に設置された小学校においても、富海をはじめ牟礼、松崎、華浦、中関、西浦、華城、野島小学校は、明治5年、6年に設置されており、大半の小学校は古い歴史を受け継いでおられます。そうした歴史を有する小学校には、文献的、歴史的な資料や寄贈された貴重な書、絵画等を保管され、所蔵しておられます。

このたび一部の小学校を訪ね、そうした貴重な品々を拝見させていただき、由来の話を伺いました。例えば華浦小学校の歴史は、1685年、河野養哲先生により創設された私塾、後の越氏塾に始まり、明治8年に華浦小学と改名しており、あわせて当時の越氏塾関係の遺品も受け継いで所蔵しておられます。松崎小学校、佐波小学校においても、詳しくは申しませんが、一級と思われる書や絵画、戦争をくぐりぬけた洋人形等の貴重な品々を保管され、所蔵しておられます。

拝見させていただき、感じたことは、保存状態は良好とは言えません。長い年月が経過していることもあって、湿気によるしみや傷みが生じていることがうかがえます。修復して保管に努めておられる学校もございますが、しかし、学校側にはそうした貴重な品々を良好な状態で保管し、修復に充てる費用が特別にあるものではありません。また、セキュリティにも限りがあります。そうした学校で所蔵する品々は、郷土史研究にも貴重な歴史的資料で、防府市が後世に残し行く財産であろうかと思えます。県の文書館にも協力をいただいて、各学校のそうした貴重な品々を調査されて、いいものは良好な保管、所蔵ができるよう、予算を年次的に配分していくことはできないものか、当局の御所見をお伺いいたします。

次に、学校所蔵の芸術品や文化的資料の公開展示についてであります。

2003年5月に、山口市クリエイティブ・スペース赤れんがで、山口市と市教育委員会、市文化振興財団、C・S赤れんがが主催で、山口市内の小・中学校が所有する芸術品や文化的・教育的価値を持つと思うものを一堂に集め、学校のお宝展を開催しておられます。教室をイメージした展示室内に、市内の小・中学校から寄せられた絵画や書、彫刻、工芸品、人形など、約30点の作品を一堂に展示されたと伺いました。

そこで、お尋ねいたします。

本市では、形にはこだわらず、市内の小・中学校が所蔵する貴重な資料や思い出に残る

校舎の写真、懐かしき卒業アルバム等を、提案ではありますが、旧図書館施設内で、仮称ではありますが、懐かしき学生時代をもう一度といったような公開展示を試みてはいかがでしょうか。当局の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上にての質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 24番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、生活衛生についての御質問にお答えいたします。

御質問の本市における犬の登録頭数は、11月末現在、7,804頭であり、そのうち狂犬病予防注射頭数は5,294頭で、接種率は約67.8%でございます。過去5年間の推移を見てみますと、登録頭数については増加傾向にありますが、予防注射頭数はほぼ横ばいという状況でございます。

しかし、実際には、犬を飼っていても登録されていない未登録犬や、現在登録はされていても死亡や転出等の届け出がなされていない飼い犬の頭数等も明らかではなく、正確な市内の飼育頭数及び接種率は把握できていないのが現状でございます。

全国的には、未登録犬を含めた予防注射接種率は50%を切っているとされておりませんが、狂犬病の最終発生から50年を経た今日でも、危機管理に対する意識が低下することがないように、犬の所有者の責務について一層の普及・啓発を推進していくと同時に、獣医師会との連絡のもと、飼育動物の狂犬病発生予防対策に努めることが重要と考えております。

次に、登録・接種率を上げるための取り組みにつきましては、毎年3月に各自治会に配布しております飼い犬の登録と予防注射接種の案内と、4月の市広報での予防注射の日程のお知らせとともに、獣医師会の協力による病院窓口での周知、あるいは市内約90カ所で実施しております予防注射の会場での啓発活動に努めているところでありまして、今後も引き続き、登録と予防注射接種の向上を図りたいと存じます。

御提案の犬の登録、接種時期の周知を図るポスターの設置につきましては、毎年国から配布されておりますが、数量が少なく十分とは言えないため、今後、ポスターの配布枚数について増やしていただくよう要望してまいります。また、県、市をはじめ関係機関が作成したパンフレットを公民館などの窓口に設置し、周知に努めているところでございますが、登録数と予防注射頭数の向上を目指して、一層の啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、野犬の対応についてお答えいたします。

御指摘のとおり、市内自治会や地域住民の方から、野犬に対する情報や苦情を受けてお

り、これらの情報、苦情はその都度、狂犬病予防法及び山口県飼犬等取締条例に基づき、捕獲業務を担っている保健所に連絡をとり、調査・対応を要望しているところでございますが、保健所において捕獲等を実施される場合には、市といたしましても保健所からの依頼に基づく協力態勢をとっておるところでございます。捕獲に際しては、困難な場合もありますが、皆様の不安の解消に向けて、今後も引き続き保健所との現在の協力態勢を維持しながら、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山下 和明君） 犬の登録と狂犬病予防注射についてであります。今、御答弁の中で、11月末ということで犬の登録数が7,804頭。過去5年間の統計でいけば、この数字は増加傾向にあると。予防注射を受けた犬の頭数が5,294頭、横ばいの状態。接種率が67.8%。ということは、登録数は上向き、接種頭数は横ばい。ということは、接種率は過去5年間、はっきり御答弁にはありませんでしたが、いわば下降している。接種率は下降しているということだろうと思います。

問題の点は、報道等でもされておりましたけれども、これは推定でありますけれども、登録していない犬を含めれば、接種率が40%から50%と言われております。先ほど答弁では50%を切っていると。これを1つ参考に簡単な計算をしましたら、予防接種率が5,294頭ということで、接種率が40%、50%としますと、防府市にいる犬が1万頭から1万2,000頭の犬がおるということになるかと思うんですね。先ほど申しましたけれども、海外からの犬の輸入と申しましょか、見たこともない珍しい犬種も増えておるわけでありまして、犬の登録数が増加しているということは、今後も犬は増えていくということでありまして、こうした背景からして、2番目に申しました野犬ですね、野犬が増えていくということがうかがえるわけでありまして。

そうした犬の増加実態が確認されておりますので、狂犬病予防については、犬の接種率向上に当局、御努力しておられます。啓発活動ということでポスター並びにパンフレットなんかもこまめにやっておられますけれども、そうした危険がなくなったわけではありませぬので、さらに取り組みをお願いしておきたいというところでありまして。

2番目の野犬への対応についてですけれども、当局に苦情も多く寄せられていると思っておりますけれども、特に野犬の多い周辺では、そうした事柄をよく耳にいたします。御承知だと思います。この近くなんかも山を抱えていますので、そうした周辺ではよく耳にします。

心配しますのは、そうしたことでトラブル、事故がないことを望んでいるわけでありまして、捕獲業務は、この主体は保健所ではありますけれども、市民の安全・安心づくり、

またこの安全・安心を確保していくという立場から、当局、しっかりした形で保健所と協力体制をとっていただいて、この件につきましては強く要望しておきたいと思います。

じゃ、次の項をお願いします。

議長（行重 延昭君） 次は、学校の所蔵物について、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 学校の所蔵物についての御質問にお答えいたします。

まず、学校所蔵の貴重な品々の保護についてお答えをいたします。

市内小・中学校所蔵の美術品や文化的価値のあるものについては、平成12年9月に調査をしております。その際報告された品々のその後の状況等を把握するため、この12月1日、再度調査を実施いたしました。

調査結果によりますと、市内の小・中学校に所蔵されている書画や古文書等は数多くあり、その保存状態はおおむね良好であるという報告を受けております。学校の所蔵品は、創立記念事業や卒業生の方、地域の方々からの学校への寄贈品がほとんどであり、その所有は各学校に帰するものでありまして、一部の学校では、同窓会組織等によって補修等が行われているところもございます。

教育委員会といたしましては、専門家による鑑定や保管場所の設置について、各学校の意向等を踏まえながら研究をしてまいりたいと考えております。

次に、学校所蔵の芸術品や文化的資料の公開展示についてでございますが、学校所蔵の芸術品や文化的資料を公開展示することには大きな意義があると考えます。防府市文化振興財団では、平成19年度にアスピラートにおいて、山口市で開催されたような「がっこうのたからもの展」の開催を計画していると聞いております。

しかしながら、昨今、窃盗目的で夜間に学校へ侵入する、いわゆる学校荒らしも発生しており、本市におきましても本年度に2件発生しております。幸い盗難被害には至ってはおりませんが、扉や窓等の破損被害をこうむっております。学校の所蔵品を公開展示した場合、その情報が一般に公開されることとなり、展示会終了後の盗難被害の発生が危惧されるところでございます。

したがいまして、公開展示会等の開催につきましては、展示物の内容、公開情報の内容、その後の防犯対策等を考慮するとともに、各学校や同窓会組織等の意向を踏まえながら、慎重に進めていく必要があると考えております。

議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山下 和明君） 学校所蔵の貴重な品々の保護についてであります。平成12年9月に調査しているということで、本年12月1日に再調査されたということですが、その状態はおおむね良好と、今、次長言われましたよね。人をまねるわけでは

ありませんけれども、次長さん、実際にそうした学校に出向いて行かれて、そうしたしっ
かり答弁されたわけですから、キャッチボールするわけですから、その辺の由来とか、実
際に御拝見、どうでしたでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 私も、ある小学校と言った方がいいのかどうか分かりませ
んが、2校ほど、多いであろうというところを見させていただきました。素直なところ、
これだけたくさんのもがあるのかというふうにびっくりいたしました。その保存状態の
よしあし、私の方も専門家でもございませんので、これも何十年とたっておる品々であろ
うかというふうに思いますが、その古さというものを感じたということでございます。

議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山下 和明君） 12月1日に再度調査されたと。このおおむね良好というの
は、行かれた方がそのように判断されたのか、それとも学校側というか。実際に私が見た
目と、私は素人ですけれども、何が良好なのかなというか、ちょっと何か私の考えと違う
んですけれども、おおむね良好という判断というのは、どなたがされたんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） これにつきましては、一応学校の方で校長先生か、あるい
は教頭先生の方から、アンケートといいますか、調査の中でその項目を入れて回答をいた
だいたものでございます。

議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山下 和明君） 私は、ある方からこの件について御提案をいただいて、次長
と同じべく、資料の多いただろう、歴史のある小学校に、4校行かせていただきました。

お話を聞きましたら、ある学校についてはほとんど、歴史のある学校においても、こう
した貴重な品々の書とか絵画、いわばないところもあります。どうしてかなと、校長先生
に聞いても、過去の由来というのはなかなかわからないと。学校の建てかえの時期とかい
ろいろな時期に、そうしたことが整理されたのかもしれません。やはり意識のある学校に
つきましては、そのように保管されておられる、そういった貴重な品々を保管状態を見な
がら、校長先生とお話しさせていただきながら、拝見させて、写真も撮らせていただいた
わけでありまして、文献書もお借りいたしました。名のある方の書もあります。

そうしたことで、ある方からの御提案で、私が今回こういう機会を持たせていただいた
わけでありまして、市長さん、ちょっとお伺いしますけれども、学校行事に出向いていか
れる機会ということはいちとお察しするわけでありまして、そのときに、学校が所蔵する
貴重な芸術品や、名のある方の書というか、そうしたものは目にとめておられると思うん

ですけれども、そのような文献的、歴史的な貴重な品々を拝見されまして、私の質問に対してどのように受けとめ、感じておられるか。私は芸術家でもありませんので、本当に素人で見ているわけですがけれども、市長さんはまた目が肥えておられると思いますけれども、市長さんのそうした拝見されたことで私の質問に答えていただけたらというふうに思うんですが。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も造詣浅く、浅学でございます。いわゆる素人言葉でお宝を驚きの目をもって毎年、市内の小学校長室には毎年必ず一度は上がっておりますので、あるいはその折に記念室のようなところも御案内をいただいたりしておりますので、大変なものがたくさんあるということはよく感じて、承知しております。

それについてどう思うかという御質問でございますが、私のそのままの気持ちを申し上げさせていただくならば、これは広く多くの市民に見ていただいて、そしてふるさとの宝としてこういうものはきちっと管理をし、そして必要に応じては展示をしていく、そういうものではなからうかと。学校には学校の歴史があり、また寄附をされた方は寄附をされた方の思いがございましょうから、そこら辺をよく勘案しながらのことでございますけれども、いずれにしましても、学校だけではなく、我が防府の市役所にも、あっと驚くようなお宝もあるわけございまして、それらを市民の皆様方にお見せする、あるいは安全に保管する責任が私たちにはあると、このように感じているところでございます。

いろいろな思いが交錯するわけでございますが、要はそういう形を考えていくことを、まず第一の協議をしていく機関のようなものは少なくともつくって、そしてそこで審議、協議をしながら、お金のかかることですから、どのような対応をしていくことが一番いいのか、別なところでひとつじっくり検討に入るべきものではなからうかと、こういうふうに感じているわけでございます。

議長（行重 延昭君） 24番。

24番（山下 和明君） 12月1日に数時間で、数校の学校に担当者が出向いていかれて、きょうの答えとして、保存状態はおおむね良好という判断で答えていらっしゃるわけでありまして、やはり歴史のあるものでありますし、ある方の書もあるわけでありまして、まさしく今、市長が言われるように、市の財産という形でもあろうかと私は思いますので、管理に必要な予算は、多額の予算というのではなくて、後世に残すために最低限のそうした費用というものは考えていかなければいけないのではないかなと思います。

今までこうしたことに対して目配り、気配りが足らなかったのではないかと申します。所蔵の作品については、いろいろ私も調べましたけれども、詳しく申すことはできません

し、セキュリティの面も十分ではないわけでありまして、こういった形ではっきりした品々というところまでは言えませんけれども、私から、素人からとっても貴重な絵画、書というのもあるんだなというふうに、改めてその場面で拝見させていただいて感じておるわけでありまして。良好な状態で保存ができますように、手を打っていただきたいものであります。

学校所蔵の芸術品、文化的資料の公開展示についてでありますけれども、何歳になっても、人生観の中で学生時代というものは懐かしいわけでありまして、なかなかそうした過去を振り返るといふか、自分の頭の中では走馬灯のように思い浮かべることができるんですけども、実際に過去の学生時代のそうしたものというものは、なかなか目にとめる機会が少ないもので、そういう意味で、私は学校所蔵のお宝と言われるようなもの、懐かしきものをああいっただ形で表現させていただいて、公開展示をぜひというふうに要望したわけでありまして、どうかこの件につきましても前向きに御検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、24番議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は14番、平田議員。

〔14番 平田 豊民君 登壇〕

14番（平田 豊民君） 政友会の平田でございます。12月議会の最後の質問者でございます。なるべく御負担をかけんように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1の（1）といたしまして、昨今よく耳にいたします言葉ですが、海面上昇についてお尋ねいたします。

この言葉の実態を切実に感じ、把握しておられるかどうかお尋ねいたします。

私は先般、地元の自治会長さんからお電話をいただき、おっしゃることに、説明したいので防波堤までおいで願いたいとのことございました。出向きましたところ、自治会長さん、おっしゃることに、実は最近、とみに海水面が高くなっているのだとの御説明でございました。そして、指で先回の大潮の満潮時の位置を示されたのを見ると、防波堤の頂点まであと約1.3メートルの位置まで海面が上昇しておりました。おっしゃることに、「とてもではない、安心して生活できない。対応を考えていただきたい」とのことでありました。高潮のときに少し波立てば、そして満潮時であれば、災害はいともたやすく起きることのお申し出ではありましたが。結論は、防波堤のかさ上げをお願いしたいという要望でございました。

ちなみに、富海の海水浴場で防波堤、俗にパラペットと申しますが、台風の来襲時には、特に満潮であれば、波はその防波堤の上10メートルには優に立ち上がり、駐車場に打ちつけてまいります。これは毎回、私が見ておくことでございます。当然、近くを通っております山陽本線は潮をかぶっております。ただ、救われる点は、よくしたもので、災害になるのは幾つかの条件が重なったときではございますが。

続きまして、1の(2)として、こうした高潮に対しての対応はいかななものでしょうか。可能な範囲で結構ですので、お示してください。

思いますに、特に江泊、富海地区は、対応がおくれているような気もいたしますのですが、いかがでございましょうか。

2の(1)といたしまして、東側からの富海海水浴場への進入路の整備についてでございますが、実は道とは申しましたが、準用河川である鮎児川にかかっております橋のことです。実はこの橋がもう老朽化してまいりまして、ぼつぼつ次の準備を考えていただきたく思い、お尋ねいたすものでございます。

この橋は、もう近隣の地区で生活の中に溶け込んでしまい、あって当たり前のものとなっております。消防車、救急車、バキュームカー、そして一般車両など、無意識に通行しているありさまでございます。また、7月、8月には海水浴客の車が頻繁に通行しております。

私は、この海浜をこよなく愛しておりますが、それほど遠くない昔、江ノ島の浜に立つことがございました。夏の真っ盛りには海水浴客で芋の子を洗うようなありさまとのかを耳にしておりました。浜におり立ち、砂の状態を見ますに、何たるありさまやと。富海の浜の真砂に劣ること数段ではないかと思いました。このときより、今は富海の浜を可能なことだけでもいいから手当てしておこうと。大切にしておこう、いつの日か総合的に対応される日があるのではなかろうかと心に念じておる次第でございます。

ことし、海水浴組合が小さな花火大会を催してくれました。私は海の家で好きな生ビールを飲みながら見ておりましたが、思いますに、花火の水面に映る姿はすてきなものだ、改めて実感いたしました。夢のまた夢ではありますが、沖合に台船を係留し、夏の一夜、仕掛け花火に暑さを忘れるのも一興かなと思った次第であります。

最後の2の(2)といたしまして、富海海水浴場の浜の砂が、潮の流れまたは風により移動することへの対応についてですが、御意見をお聞かせいただきましたら幸いです。

壇上からの質問といたします。

議長(行重 延昭君) 14番、平田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、海岸整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の海面上昇の状況についてでございますが、最近、漁業関係者から、満潮時の潮位が昔に比べて高くなったとの声を聞くとともに、マスコミ等で潮位が異常に上昇し、被害があったなどの報道がなされておるところでございます。

気象庁が、日本沿岸の海面水位の長期変化については、「日本沿岸の海面水位は1980年代半ば以降、最近約20年間については年当たり3.8ミリメートルの大きな上昇率を示し、2004年は過去100年間で最も高くなった」と、平成18年2月に発表しております。また、徳山海上保安部で公表された資料によれば、近隣の徳山、広島、呉の年平均潮位は上昇傾向にあることが読み取れます。これらのことから、海面上昇は近年顕著な傾向となっております。

2点目の高潮対策としての対応はどうかとの御質問でございますが、平成11年9月の台風18号による被害発生以降、設計潮位や風速、波高の見直しがなされました。この基準によって、被害が大きかった地区から順次、海岸保全施設整備事業で護岸新設、護岸かさ上げ、門扉改修等を行ってまいっておるところでございます。

富海漁港につきましては、平成19年度の津波・高潮危機管理対策緊急事業で、護岸補強、門扉改修、樋門改修を行う予定としておりまして、国・県に補助採択をお願いしておるところでございます。

残余の御質問につきましては、各担当部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 14番。

14番（平田 豊民君） ありがとうございます。

海岸という場所は、国・県・市、市町村でございますね、全体が一つになって対応すべき場所であろうと心得ておりますが、今、御回答いただいた面、よろしく願いいたします。地元の間も喜ぶと思っておりますので。

では、次をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 次は、富海海水浴場について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 東側からの海水浴場への進入路の整備についてお答えいたします。

鮎児川にかかる橋は、昭和58年ごろ、海岸保全施設整備事業により、資材搬入用の仮橋としてかけられたものでございます。この橋は、設置時から生活道路として地域の皆様方に利用され、また、夏には海水浴場の利用客の進入路として大変重宝されており、仮橋のまま現在に至っております。橋がかけられて以来、既に20数年経過しており、老朽化が進んでいることは議員、御指摘のとおりでございます。

市といたしましては、逐次、仮橋の補強等により危険防止を行ってきたところでございます。今後は、この仮橋が山口県が管轄する海岸保全区域内にあることから、県と協議を進めるとともに、仮橋の状況等を踏まえながら、かけかえ等の方策を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 私からは、御質問の富海海水浴場についての中身の砂が西から東へ、海流、風により移動するが、対応はどうかということについての御質問に対するお答えをいたしたいと思っております。

御承知のとおり、台風の襲来または強風の吹く季節になりますと、どうしても富海海水浴場の立地条件から、海流により砂が西から東へ流れ、海水浴場の東にある突堤あたりに多量の砂が堆積する傾向にあります。

そこで、毎年行っております海水浴シーズン前の海水浴場の場内整備工事にあわせて、砂の除去についても実施してまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 14番。

14番（平田 豊民君） 2の（1）の方でございますが、過去、積算、立ち話のような積算でございますが、やっぱり千万単位の橋になるだろうということは漏れ伺っております。橋脚をつくることはなんという規定があるのか伺っておりますので、アーチ型にすると、それは安くはなかろうと思っておりますので、早目にこういうお願いを申し上げたわけでございます。東側からの進入をとめてしまいますと、私が住みます踏切のところからしか海浜には入れませんので、ひとつその点は、今おっしゃっていただきました、国が関係するかどうかは別にいたしまして、県の方にも極力投げかけをいただいて、少しずつ準備をしておいていただいたらよろしいかなと、そのように思う次第で、きょう、このように質問をさせていただきました。ひとつよろしく願いいたします。

それと、2の（2）の方でございますが、桑原部長さん、ちょっとことしの11月26日、日曜日、読売の山口県版、お読みになりましたですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、議員さんがお示しの新聞は、光市の室積ですか。はい、読んでおります。

議長（行重 延昭君） 14番。

14番（平田 豊民君） 2の（2）の質問項目を入れましたのは、これがいささかショックでございますが、また、逆に防府はよかったなというのが実感でございます。環境

省の海水浴場百選に入っている室積海水浴場でございます。そして、この署名入りの5段抜きの記事は、市民の税金が毎年砂とともに流れ出ているんだというのが、これが端的なる、要するに行政に対するレジストだろうと私は思っております、記者さんの。

内容は、砂を約16年間海岸に投入して、その量が6万4,630立米。ちょっとどんなもんか私には想像できない量でございますね。それから、費やされた市の対策費が通算22年間で約2億円。ということは、毎年1,000万円弱投入してきたということでございますね、平均しましたら。防府市はこういうことをしなくて済んだと。ただ、この記者さんが異議を唱えておられるのは、光の市長さんが自然養浜、自然の力で浜辺を養生していくということを主眼にしておられるためにこういうことになっているんだと。手だてがあるんじゃないかなということを書いておられますが、ただ一つ、私これをずっと数回熟読しましても、一番最初に申し上げました海面上昇ということが、ある程度、私はこれに関与していると思うんですけれども、それが載せられていないのがちょっとあれかなと思いましたがけれども。

それで、今申しましたように、自然は生き物と考えていいと思います。これを先取りするように、地元の人間といたしまして、毎年毎年補助金をいただいて、あれを整備していただいております。その中に組み込んでいけるように協力していきたいと思いますが、部長さん、一つ苦言を呈します、これに関連して。

私、自治会長を含めまして16年、富海の海水浴場という、あの場に関与しております。二、三年で管理職の方が交代なさいますね。この3日間でも職員の育成、練磨というような質問も出ておりましたが、山に例えまして、二、三年でやっとこさ峠の近くまで行って、はい、転出して、次に来られた方が、また山のふもとからひょこひょこ上がられるんですよね。ですから、各管理職の方が、なされた方ということで、ファイルしておられたらどうですか。それを読んでから現場の方で我々と折衝なされたらいいんじゃないかと。そうしましたら、各セクションでそういうことを皆なされておられたら、人事異動があったって、50%がそれでほぼ私は皆様方のお仕事でおわかりになると思うよ。それをあれしてやっていただければ。そうしないと、私これ折衝するたびに、毎回毎回同じことを繰り返すわけですよ。それで管理職の方は、要望があればそのときおっしゃってくださいと。そしたら毎回同じことを言うわけですよ。だから、ちょっと逸脱しましたけれども、そういう面もちょっと御配慮ください。私が楽をいたしますから。

以上をもちまして質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で14番議員の質問を終わります。

これもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月21日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 2時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年12月13日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 伊 藤 央

防府市議会議員 松 村 学